

第111期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月27日(火曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

グランフロント大阪 ナレッジキャピタル
コングレコンベンションセンター(北館 地下2階)

郵送又はインターネットによる議決権行使期限

2023年6月26日(月曜日)午後5時30分まで

株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意は
ございません。何卒ご理解くださいますようお願い
申し上げます。

第111期定時株主総会招集ご通知	5
議決権行使等のご案内	7
株主総会参考書類	11
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
事業報告	29
連結計算書類	66
計算書類	69
監査報告書	72

基本理念

天機に参与する

自然の神秘を解明して人々の健康の増進に貢献するということを意味しています。*

*中国の古典「中庸」の一節をSantenが独自に解釈したもので、社名「参天」の由来でもあります。

WORLD VISION

Happiness with Vision

世界中の一人ひとりが、Best Vision Experience を通じて
それぞれの最も幸福な人生を実現する世界を創り出したい。

■ 株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第111期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は、「天機に参与する」という基本理念のもと、眼科領域に特化したスペシャリティ・カンパニーとして、価値ある製品やサービスの提供を通じ、世界中の生活者・患者さんや医療関係者の皆さまへ貢献したいと考えております。

昨年9月の社長兼CEO就任以降、足下の業績回復と中長期的な成長に向けた収益性改善の取り組み強化、将来の成長の柱を立てること、それを推進する組織体制を構築することに注力してまいりました。

本年4月に発表しました新中期経営計画においては、収益性の改善に向けた取り組みを行うとともに、拡散したリソースを医療用医薬品事業と、それに直結する取り組みに集約することで、生活者・患者さんへの貢献最大化を実現していきたいと考えており、2025年度までは構造改革による収益性の改善と、地域事業の売上最大化の2軸で収益の最大化を目指してまいります。そして2026年度以降、現在開発が進んでいるパイプラインにより、飛躍的な成長を目指してまいります。

今後、世界的な高齢化や、診断・治療技術の進歩等により、世界の人々の目の健康へのニーズはさらに高まると予想されます。それ故に、当社が果たすべき責任は大きいと感じています。これからも、世界の人々の「Happiness with Vision」を追求し、人々や社会にとって価値ある製品やサービスの提供を通じて、持続的な社会貢献と企業価値向上を実現してまいります。

株主の皆さまのより一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表取締役社長兼CEO

平藤 毅

2023年6月

Santen 2030 —2030年、そしてその先へ—

Santen's VISION

Become A Social Innovator

Santenは、世界中の技術や組織・人材をつなぎ、「見る」を通じて人々の幸せを実現するSocial Innovatorへ。

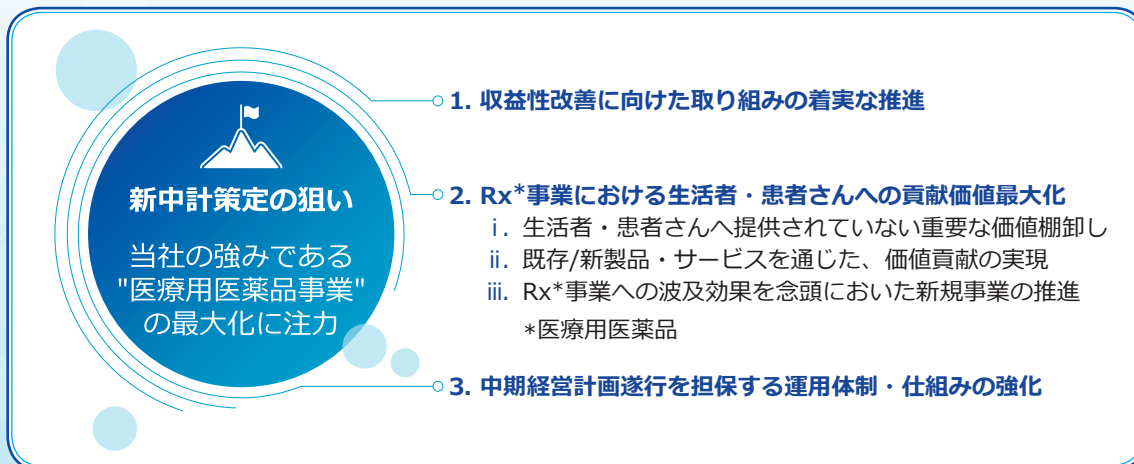
GOAL

眼の疾患や不具合に起因する世界中の人々の社会的・経済的な機会損失を削減することを目指す。

STRATEGY

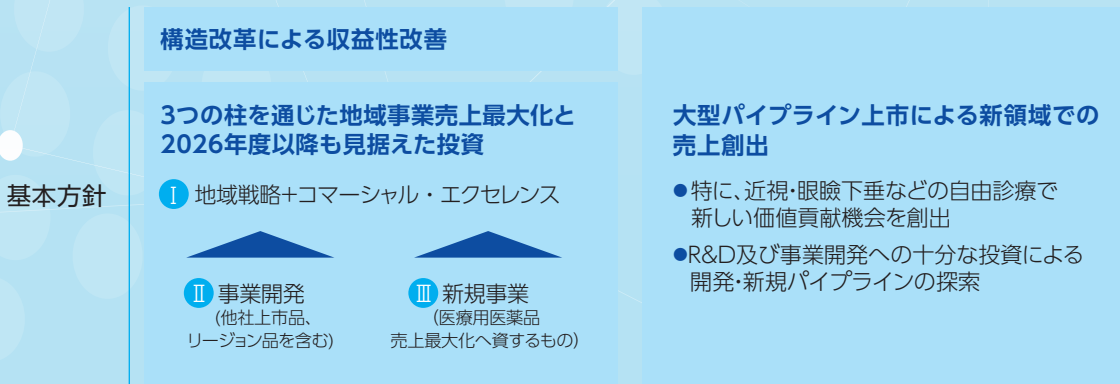
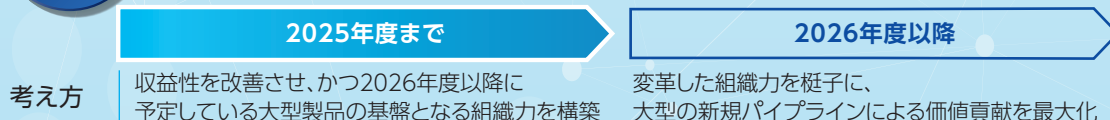
- A Ophthalmology**
眼科医療のイノベーションと眼科医療エコシステムの発展加速
- B Wellness**
より良い眼の状態に向けた重要性認識向上とアイケアの推進
- C Inclusion**
視覚障がいの有無に関わらず交じり合い・いきいきと共生する社会の実現

新中期経営計画



基本方針

2025年度までは構造改革と地域事業売上最大化の2軸で収益を最大化。その上で、2026年度以降に向けた新体制の礎とする



株主各位

証券コード：4536

2023年6月5日

大阪市北区大深町4番20号
参天製薬株式会社
代表取締役社長兼CEO 伊藤 毅

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.santen.com/ja/ir/document/meeting>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「参天製薬」又は証券「コード」に「4536」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、**2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2023年6月27日（火曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
- 2 場 所** 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪ナレッジキャピタル コングレコンベンションセンター（北館 地下2階）
- 3 目的事項** **報告事項** 1. 第111期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第111期（2022年4月1日
から2023年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
- 4 招集にあたっての決定事項** 7～8頁 議決権行使等のご案内をご参照ください。

以 上

株主総会資料の電子提供制度のお知らせ

1. 株主総会資料の電子提供制度の概要

会社法の一部改正（2022年9月1日施行）により、株主総会資料の電子提供制度（以下「本制度」といいます。）が導入されました。本制度は、これまで書面でご送付していた株主総会資料をウェブサイトにて開示するものです。

2. 当社の対応について

当社第111期定時株主総会につきましては、本制度適用後、最初の株主総会であることを踏まえ、経過的な措置として、株主さまに対して従来と同様、議決権行使書とともに株主総会資料を書面にてお届けいたしました。次回以降の招集ご通知は、株主総会の開催日時・場所・目的事項・ウェブサイトに対するアクセス方法等を記載した簡易なものになります。なお、次回以降も継続して書面でお受け取り希望される株主さまは、当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）又はお取引の証券会社へお申し出いただき「書面交付請求」のお手続きを行っていただく必要があります。

株主総会資料の書面交付請求に関するお問合せ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-696-505（通話料無料）
受付時間 土・日・祝日等を除く 平日午前9時から午後5時まで

◎株主総会資料の一部省略事項

以下の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.santen.com/ja/ir/document/meeting>）に掲載しておりますので、送付した書類には記載しておりません。

①事業報告の新株予約権等に関する事項 ②連結計算書類の連結注記表 ③計算書類の個別注記表

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、送付した書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項になります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使等のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。
議決権の行使方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類(11～28頁)をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使のお願い



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、
2023年6月26日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネットによる議決権行使

議決権行使サイトにアクセスして、2023年6月26日(月曜日)
午後5時30分までにご行使ください。(行使のお手続きは次頁をご参照ください。)

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、次頁のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

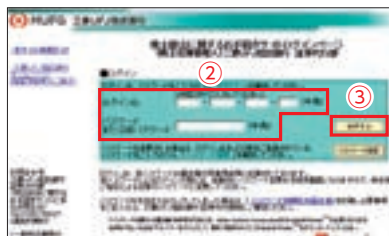
インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)をご利用いただくことによつてのみ可能です。(毎日午前2時から午前5時までは取扱い休止となります。また、株主さまのインターネット環境によっては、ご利用できない場合もございます。)

議決権行使ウェブサイトのご利用方法



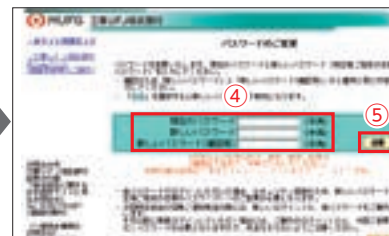
議決権行使ウェブサイトへ
アクセスする
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

① 「次の画面へ」をクリック



ログインする

- ② お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

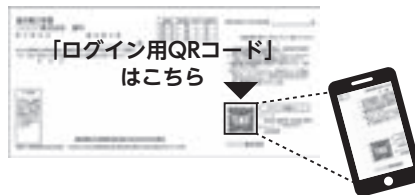


パスワードを登録する

- ④ 現在のパスワードを「現在のパスワード」入力欄へ、新しいパスワードを「新しいパスワード」入力欄と「新しいパスワード(確認用)」入力欄にそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。
- ⑤ 「送信」をクリック

スマートフォンでの議決権行使は、
「ログインID」仮パスワードの
入力が不要になりました!

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



- ▶ 確認画面が出たら「確認」をクリック
- ▶ 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

注意 事項

- 書面(議決権行使書)の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用(インターネット接続料金・通信料金等)は株主さまのご負担となります。
- インターネットによる議決権の行使は、2023年6月26日(月曜日)午後5時30分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。
- パスワードの取扱い
 - 1.株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
 - 2.パスワードは議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いいただきますよう、お願い申し上げます。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関する
お問合せ先(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時から午後9時まで)

ライブ配信及び事前のご質問受付のご案内

当日ご来場いただけない株主の皆さまがご視聴いただけるように、インターネットで株主総会の模様をライブ配信いたします。また、株主さまより本株主総会の目的事項等に関する事前のご質問をお受けいたします。

1. 配信日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

2. 事前のご質問受付期間

本招集ご通知到着時から2023年6月19日（月曜日）午後5時30分まで

3. 事前のご質問登録・総会模様ご視聴方法

株主さま専用サイト 「Engagement Portal」 <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>
(以下、本サイト) からご登録・ご視聴いただけます。

本サイトのアクセス方法ご案内

1. QRコードの読み取りによりログインする場合

<<同封の議決権行使書裏面（イメージ）>>



2. 個別のログインID・パスワードによりログインする場合

<<株主さま認証画面（ログイン画面）>>



株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセス
①同封の議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力
②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェック
③「ログイン」ボタンをクリック

(画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます。)

本サイトに関する
お問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-676-808（通話料無料／受付時間 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

事前のご質問ご登録方法

- ①ログイン後、本サイトに表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
 - ②画面の案内に従い、ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約にご同意のうえ、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
 - ③ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。
- ※事前に頂戴したご質問のうち、**多くの株主さまのご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答**させていただきます。
- なお、頂戴したご質問すべてに**必ずご回答することをお約束するものではありません**。また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、併せてご了承ください。

ライブ配信のご視聴方法

- 株主総会当日に本サイトへログイン後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関する利用規約にご同意のうえ、「視聴する」ボタンをクリックしてください。
- ※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

4. 株主総会へご出席される株主さまへのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主さまのプライバシー等に配慮し、スクリーン映像及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

5. ご留意事項

- ①ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権のご行使、ご質問、動議のご提出はすることができません。事前にご質問されたい場合は、上記の「事前のご質問ご登録方法」をご参照ください。議決権につきましては、「議決権行使等のご案内」頁をご確認いただき、事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。
 - ②ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
 - ③ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
 - ④インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
 - ⑤ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
 - ⑥視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- * Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の最重要事項と位置付けており、中長期的な利益成長にあわせて増配していく累進配当を継続していきます。一定期間留保した余資につきましては、市場環境を踏まえ、自己株式の取得により機動的に還元していきます。

当期の期末配当

当期の期末配当は、1株につき16円といたしたく存じます。

これにより、中間配当金（1株につき16円）を含めました年間配当金は、前期と同額の1株につき32円となります。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金16円 総額 6,009,323,168円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となります。新たに取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、取締役候補者の選任につきましては、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会にて審議し、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			現在の当社における地位及び担当
1	黒川 明	再任		代表取締役会長
2	伊藤 毅	再任		代表取締役社長兼CEO
3	大石 佳能子	再任	社外取締役候補者	独立役員 社外取締役
4	新宅 祐太郎	再任	社外取締役候補者	独立役員 社外取締役
5	皆川 邦仁	再任	社外取締役候補者	独立役員 社外取締役
6	古谷 昇	再任	社外取締役候補者	独立役員 社外取締役
7	南 多美枝	再任	社外取締役候補者	独立役員 社外取締役

株主総会参考書類

候補者番号 くろかわ あきら

1 黒川 明

再任

生年月日 1952年9月5日

所有する当社株式の数 218,825株

略歴、地位、担当

1977年 4月	当社入社	2006年 6月	代表取締役社長兼COO
1997年 4月	医薬事業部長室長	2008年 6月	代表取締役社長兼CEO
1997年 6月	取締役	2018年 4月	代表取締役会長兼CEO
1998年 6月	医薬事業部副事業部長	2020年 4月	代表取締役会長
2001年 5月	医薬事業部長	2022年 4月	取締役会長
2001年 6月	執行役員	2022年 6月	代表取締役会長（現任）
2004年 7月	常務執行役員		

取締役候補者の選任理由

黒川明氏につきましては、2008年6月から代表取締役社長兼CEO、2018年4月から代表取締役会長兼CEO、2020年4月より代表取締役会長として経営全般の指揮を執り、持続的な企業価値向上を実現してまいりました。また、取締役会では取締役会議長を務め、取締役会を適切に運営し、各取締役の理解を得て意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号 **いとう たけし**

2 伊藤 毅

再任

生年月日 1959年7月16日

所有する当社株式の数 48,370株



略歴、地位、担当

1982年 4月	当社入社	2016年 4月	専務執行役員 日本事業担当 兼 医薬事業部長
1999年 7月	事業開発本部事業開発室長	2017年 6月	取締役
2001年 5月	研究開発戦略統括部企画室長	2019年 4月	日本事業統括 兼 眼科事業部 長
2002年12月	研究開発本部研究開発統括部 長	2022年 4月	代表取締役副社長
2007年 4月	サージカル事業部長	2022年 9月	代表取締役社長兼CEO (現任)
2012年 4月	執行役員 医薬事業部医薬営業 統括部長		
2014年 4月	常務執行役員 医薬事業部長		

取締役候補者 の選任理由

伊藤毅氏につきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解するとともに、研究開発、サージカル事業、医薬事業等を経て、2012年から執行役員、2014年から常務執行役員医薬事業部長、2016年から専務執行役員日本事業担当兼医薬事業部長、2019年から専務執行役員日本事業統括兼眼科事業部長、2022年4月から代表取締役副社長、2022年9月より代表取締役社長兼CEOとして企業価値向上に貢献しております。また、取締役会では、社長兼CEOとして決議事項・報告事項について説明責任を果たすとともに、議案全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献することにより、取締役会の意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号 おお いし か の こ

3 大石 佳能子

再任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1961年3月24日

所有する当社株式の数 0株

在任年数 8年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況 13/13回(100%)

略歴、地位、担当

1993年 1月	マッキンゼー・アンド・カンパニー パートナー	2010年 6月	アステラス製薬株式会社 社外取締役
2000年 6月	株式会社メディヴァ設立 同社 代表取締役(現任)	2015年 6月	当社 社外取締役(現任)
2000年 7月	株式会社西南メディヴァ(現 株式会社シーズ・ワン) 設立 同社 代表取締役(現任)	2015年 6月	江崎グリコ株式会社 社外取締役(現任)
2004年 8月	医療法人社団プラタナス設立 同総事務長(現任)	2015年 6月	スルガ銀行株式会社 社外取締役
		2016年 3月	株式会社資生堂 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況 株式会社メディヴァ 代表取締役 株式会社シーズ・ワン 代表取締役 江崎グリコ株式会社 社外取締役
株式会社資生堂 社外取締役

社外取締役候補者の 選任理由及び 期待される役割

大石佳能子氏につきましては、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識や経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって8年間であります。

その他特記事項

当社は、大石佳能子氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。



候補者番号 しんたく ゆうたろう

4

新宅 祐太郎

再任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1955年9月19日

在任年数 6年(本株主総会終結時)

所有する当社株式の数 0株

取締役会への出席状況 13/13回(100%)

略歴、地位、担当

2005年 6月	テルモ株式会社 執行役員	2010年 6月	同社 代表取締役社長CEO
2006年 6月	同社 取締役 執行役員 心臓血管グループ長	2017年 4月	同社 取締役顧問
2007年 6月	同社 取締役 上席執行役員 研究開発センター管掌 兼 知的財産統轄部管掌 兼 法務室管掌	2017年 6月	同社 顧問
2009年 6月	同社 取締役 常務執行役員 経営企画室長 兼 国際統轄部統轄 兼 人事部管掌 兼 経理部管掌	2017年 6月	株式会社J-オイルミルズ 社外取締役
		2017年 6月	当社 社外取締役(現任)
		2018年 3月	株式会社クボタ 社外取締役(現任)
		2018年 4月	一橋大学大学院経営管理研究科 客員教授
		2019年 4月	同大学院経営管理研究科 特任教授(現任)
		2019年 9月	株式会社構造計画研究所 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況 株式会社クボタ 社外取締役 一橋大学大学院経営管理研究科 特任教授
株式会社構造計画研究所 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

新宅祐太郎氏につきましては、大手医療機器・医薬品製造販売会社の経営者を務めるなど、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって6年間であります。

その他特記事項

当社は、新宅祐太郎氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。



株主総会参考書類

候補者番号 みなかわくにひと

5 皆川 邦仁

再任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1954年8月15日

在任年数 5年(本株主総会終結時)

所有する当社株式の数 2,000株

取締役会への出席状況 13/13回(100%)



略歴、地位、担当

1997年10月	Ricoh Americas Corporation シニア・バイス・プレジデント 兼 CFO	2013年 6月	同社 常勤監査役
2010年 4月	株式会社リコー 執行役員 経理本部長	2017年 6月	ソニー株式会社(現ソニー グループ株式会社) 社外取締役
2010年 6月	リコーリース株式会社 社外監査役	2018年 6月	当社 社外取締役(現任)
2012年 4月	株式会社リコー 常務執行役員 経理本部長	2019年 4月	金融庁 公認会計士・監査審査会 委員(現任)
		2020年 7月	日本板硝子株式会社 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況 金融庁 公認会計士・監査審査会 委員
日本板硝子株式会社 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割 皆川邦仁氏につきましては、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験、並びに、財務及び監査に関する幅広い見識及び実務経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって5年間であります。

その他特記事項 当社は、皆川邦仁氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

候補者番号 こたに のぼる

6 古谷 昇

再任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1956年11月13日

在任年数 1年(本株主総会終結時)

所有する当社株式の数 5,000株

取締役会への出席状況 10/10回(100%)



略歴、地位、担当

1991年12月 ポストンコンサルティング
グループ ヴァイス・プレジ
デント

2000年 6月 株式会社ドリームインキュ
ベータ 代表取締役

2005年 6月 有限会社ビーグル
代表取締役(現任)

2005年 6月 当社 社外取締役

2006年11月 株式会社ジズホールディ
ングス社外取締役(現任)

2013年 3月 サンバイオ株式会社
社外取締役(現任)

2018年 3月 株式会社メドレー
社外取締役(現任)

2022年 6月 当社 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況 有限会社ビーグル 代表取締役 株式会社ジズホールディングス 社外取締役
サンバイオ株式会社 社外取締役 株式会社メドレー 社外取締役

社外取締役候補者 の選任理由及び 期待される役割

古谷昇氏につきましては、当社社外取締役を2005年から2015年の計10年務められ、当社の眼科事業、戦略・ガバナンス・意思決定等への理解が深く、また経営コンサルタントとしての企業経営に関する幅広い知識・経験を有しておられ、取締役会では全社的な見地で適切な意見を述べることを期待しています。取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって1年間であります。

その他特記事項

当社は、古谷昇氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

株主総会参考書類

候補者番号 みなみ た み え

7 南 多美枝

再 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日 1959年2月15日

在任年数 1年(本株主総会終結時)

所有する当社株式の数 0株

取締役会への出席状況 10/10回(100%)

略歴、地位、担当

2008年5月 スリーエムカンパニー
ヴァイス・プレジデント 兼
ホームケア部門ゼネラル・
マネージャー

2013年10月 同社 東南アジア地区
ヴァイス・プレジデント

2015年10月 同社 ラテンアメリカ地区
ヴァイス・プレジデント

2017年11月 同社 アジア地区
ヴァイス・プレジデント

2019年12月 同社 アジア地区
セーフティ&インダストリアル
ビジネスグループ シニア・
ヴァイス・プレジデント

2022年6月 当社 社外取締役(現任)

2023年6月 帝人株式会社 社外取締役
(就任予定)

重要な兼職の状況 帝人株式会社 社外取締役(2023年6月21日就任予定)

社外取締役候補者 の選任理由及び 期待される役割

南多美枝氏につきましては、グローバルに展開する企業において、複数の地域で事業ヘッドを経験されるなど豊富な海外実務経験を有しておられ、取締役会ではグローバル視点で適切な意見を述べられることを期待しています。取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって1年間でありませ

その他特記事項

当社は、南多美枝氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。



- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち大石佳能子、新宅祐太郎、皆川邦仁、古谷昇及び南多美枝の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について
- (1) 大石佳能子氏が2015年6月から2018年6月まで社外取締役を務めていたスルガ銀行株式会社は、2018年10月に金融庁よりシェアハウス向け融資及びその他不動産融資に関する不正行為、顧客の利益を害する業務運営、並びにファミリー企業に対する不適切な融資等の問題を指摘され、行政処分（業務の一部停止命令及び業務改善命令）を受けました。同氏は、上記事実が判明するまで当該事実を認識しておらず、第三者委員会の調査報告書において法的責任は認められないと報告されております。また、同氏は、同社の社外取締役として日頃から法令等遵守の視点に立った助言を行い、同社の法令遵守について注意喚起をしていました。上記事実の判明後は、同社取締役会において、これらの事実関係を究明し、コンプライアンスをさらに強化・徹底すること及びこのような事態の再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、その職責を適切に遂行し、同社の信頼回復に努めました。
- (2) 新宅祐太郎氏が2018年3月から社外取締役を務めております株式会社クボタは、鋼板等の生産設備で使用する消耗部品（圧延用ロール）の検査成績書に関する不適切行為が行われていたことを2018年9月に公表いたしました。同氏は、当該問題が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より取締役会等でコンプライアンス、法令遵守の視点に立った提言を行ってまいりました。当該事実の認識後は、徹底した原因の究明や再発防止、検査体制の見直しを指示するなどその責務を果たしております。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第27条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である大石佳能子、新宅祐太郎、皆川邦仁、古谷昇及び南多美枝の各氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。本議案において再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続することを予定しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- 本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告（48頁）に記載のとおりです。

第3号議案 監査役2名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、監査役安原裕文氏及び伊藤ゆみ子氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、監査役候補者の選任につきましては、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において監査役候補者の推薦について協議し、監査役会の同意のもと、取締役会にて決定しております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ご参考 選任後の監査役会の構成（予定）

候補者 番号	氏名			現在の当社における地位
—	井阪 広			常勤監査役
—	伊香賀 正彦	社外監査役	独立役員	社外監査役
1	朝谷 純一	新任	社外監査役 独立役員	—
2	穂高 弥生子	新任	社外監査役 独立役員	—

(注) 当社の監査役任期は4年であり井阪広氏は2020年6月開催の第108期定時株主総会において、伊香賀正彦氏は2022年6月開催の第110期定時株主総会において、それぞれ選任され就任しております。

候補者番号 あさたに じゅん いち

1 朝谷 純一

新任

社外監査役
候補者

独立役員

生年月日 1961年2月22日

所有する当社株式の数 3,000株

略歴、地位

2010年 4月	Eisai Inc. Vice President & CFO	2020年 6月	同社 内部監査担当執行役
2012年 4月	エーザイ株式会社 コーポレートIA部 部長	2021年 7月	同社 顧問
2014年 6月	同社 チーフコンプライアンス オフィサー 兼 内部統制担 当執行役		

重要な兼職の状況 なし

社外監査役候補者の 選任理由

朝谷純一氏につきましては、製薬企業において、国内営業、財務・経理、コンプライアンス・リスク管理、内部監査といった業務に携わり、製薬企業の業務に精通した豊富な経験と知見を有しております。また海外駐在時には経営計画や経理・財務の領域から現地ビジネスへ関与するなど、幅広い国際ビジネス経験と見識を有しておられ、監査役会及び取締役会では、全社的な見地で、適切な監査意見を述べる事が期待できることから、社外監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

その他特記事項

当社は、本議案において朝谷純一氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員となることを東京証券取引所に届け出ております。



株主総会参考書類

候補者番号

ほだか

やえ

こ

2 穂高 弥生子

新任

社外監査役
候補者

独立役員

生年月日 1966年3月20日

所有する当社株式の数 0株

略歴、地位

1992年 4月	弁護士登録、石井法律事務所入所	2021年 6月	住友重機械工業株式会社 社外監査役（現任）
2005年 1月	Morrison Foerster法律事務所入所 パートナー	2023年 4月	一色法律事務所入所 パートナー（現任）
2011年 1月	Baker & McKenzie法律事務所入所 パートナー	2023年 5月	株式会社安川電機 社外取締役（現任）
2020年 9月	世界経済フォーラム第四次産業革命日本センターフェロー		

重要な兼職の状況 住友重機械工業株式会社 社外監査役 一色法律事務所 パートナー
株式会社安川電機 社外取締役

社外監査役候補者の 選任理由

穂高弥生子氏につきましては、弁護士として特に企業法務に関する豊富な経験と知見を有しております。また米系法律事務所にて長年パートナーを務められ、幅広い国際法務経験と見識を有しておられ、監査役会及び取締役会では、全社的な見地で、適切な監査意見を述べる事が期待できることから、社外監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

その他特記事項

当社は、本議案において穂高弥生子氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員となることを東京証券取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者である朝谷純一及び穂高弥生子の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第35条において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、本議案において社外監査役候補者である朝谷純一及び穂高弥生子の両氏の選任が承認された場合には、両氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結することを予定しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査役に就任した場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期途中に更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告（48頁）に記載のとおりです。



以上

1. 取締役及び監査役候補者の選任にあたっての方針及び手続

① 取締役候補者の選任

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において取締役候補者の選任について審議し、その結果の提言を受けた取締役会が取締役候補者を決定しております。指名委員会の審議におきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解したうえで、別途開示しておりますスキルマトリックスに記載のとおり、社内取締役については、卓越した専門性を有すること、経営の視点に立って意思決定に参画し、執行を監督できることなどを選任の指針としており、社外取締役については、企業経営の経験を有するか、あるいは企業経営に関する専門的な見識を有することによって、取締役会の議論の質の向上に貢献することができること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを選任の指針としております。

② 監査役候補者の選任

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において監査役候補者の推薦について協議し、監査役候補者として推薦された者について、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が監査役候補者として決定しております。監査役会が同意するにあたりましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解したうえで、別途開示しておりますスキルマトリックスに記載のとおり、社内監査役については、倫理観・公正観を有していること、いずれかの領域で高い職務遂行経験を有することなどを判断の指針としており、社外監査役については、学術、法曹、会計又は経営の経験があり、それぞれの分野で豊富な経験と知識並びに高い専門性を有していること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを判断の指針としております。

2. 社外取締役及び社外監査役の独立性基準

当社は、「独立性」を有すると判断するための基準について、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、コーポレート・ガバナンスの一層の強化並びに経営の透明性及び客観性の向上の観点から、社外取締役及び社外監査役（以下、あわせて「社外役員」という）と当社及び当社の関係会社（以下、あわせて「Santenグループ」という）との間に利害関係がなく、「独立性」を有すると判断するための基準について、以下のとおり、定めております。

- ① 過去、Santenグループの取締役、監査役又は従業員でないこと（但し、独立役員を除く）。
- ② 過去3年以内に、個人又は法人を問わず、Santenグループの業務に直接関与し、年間1千万円以上の金銭その他の財産を得たことがあるコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家でないこと。
- ③ 過去3年以内にSantenグループに対する売上高が、当該会社の年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等（執行役員など取締役に準ずる者を含む、以下同じ。）であったことがないこと。また、過去3年以内に当該会社に対する売上高が、Santenグループの年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等であったことがないこと。
- ④ Santenグループが発行済株式総数の10%以上を保有する会社、又は当社の発行済株式総数の10%以上を保有する会社の取締役等でないこと。
- ⑤ Santenグループのメインバンク、主幹事証券会社又は主要取引生命保険もしくは損害保険会社の取締役等に就任したことがないこと。
- ⑥ Santenグループの役員（但し、独立役員を除く）、又は上記①～⑤のいずれかに該当する者の配偶者もしくは3親等以内の親族でないこと。
- ⑦ その他、社外役員としての職務を執行するうえで重大な利益相反を生じさせるような事項又は社外役員としての判断に影響を及ぼすおそれのあるような関係がないこと。

取締役会実効性評価結果

当社の取締役会は、取締役会の役割・機能を更に向上させることを目的に、2022年度の実効性について評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。

(評価方法)

まず、以下の項目について取締役・監査役に対する評価アンケートを実施いたしました。各設問毎に4段階で定量評価するとともに、自由記述形式でのコメントも記入できる形式となっています。その上で、アンケートでの回答内容をさらに深く理解するため、社外取締役及び社外監査役全員への個別インタビューを行い、これらを踏まえて2023年3月に開催された取締役会において評価結果を議論いたしました。

[アンケートにおける大項目]

1. 取締役会の運営と構成
2. 経営戦略と事業戦略
3. 企業倫理とリスク管理
4. 業績モニタリングと経営陣の評価報酬
5. 株主等との対話

この実効性評価の実施、分析においては、第三者機関の支援を得ることで評価の質的向上を図っております。なお、当社では、別途指名委員会において、全ての取締役が相互にパフォーマンスを評価するピアレビューも併せて実施しています。

(結果の概要)

当社取締役会は、2022年度の実効性について実効性が確保されていると評価いたしました。その理由はアンケート評点の全体平均が「概ねできている」との評価であると共に、設問項目毎の評点においても「できている」「概ねできている」との回答が高い割合（約8割）を占めたためです。とりわけ以下の項目については、アンケート及び個別インタビューにおいて高い評価を得ました。

- ・取締役会が、取締役・監査役のそれぞれ過半数を社外役員が占め、また多様性のある人材で構成されている。
- ・独立社外取締役が、自由闊達な環境の下で率直に意見を述べ、その役割を果たしている。

2022年度は、独立社外取締役の増員／過半数化を経て、意思決定及び執行の監督の双方でより高いガバナンスを実現することを志向しました。今回の評価は、当社が目指す取締役会及びガバナンスの在り方が実現できていることの表れであると考えております。

一方で、当社の執行全般において、事業目標を確実に達成するための実行力、組織力の向上が急務であるとの危機感も共有されました。取締役会として、優先順位をつけた上で必要な改善を執行に対して指示、監督するとともに、改善の効果の実現に向けて執行と一体となって取組んでまいります。

(今後の取組み)

当社の直面している状況を踏まえて、取締役会による意思決定及び監督機能を向上させるために優先度の高い事項について議論され、以下のとおり、具体的な課題及び改善に向けての取組内容が確認されました。

・重要戦略・研究開発案件の進捗モニタリング強化

当社における最近の重要な戦略投資、研究開発投資の中に、投資決定時の見通しと異なる結果に終わっているものがある状況を踏まえ、取締役会によるより丁寧な状況把握、適時適切な指示、助言を通じた達成力の向上が求められるとの課題認識から、以下のとおり取組むこととしました。

- ✓ モニタリングに用いる指標、情報の拡充を通じた進捗状況の解像度の向上
- ✓ 投資決定時からの状況変化等に関する、取締役会への適時報告
- ✓ 事業部門の状況、声を直接把握する機会の増加

・内部統制・リスク管理体制の強化

執行人材の多様化、グローバル化に伴い、安定的かつ確実な事業遂行の土台となる内部統制・リスク管理体制の確立に関する重要性が増しているとの認識の下、以下のとおり取組むこととしました。

- ✓ トップメッセージの発信等による内部統制、リスク管理意識の向上
- ✓ グローバル共通の内部統制教育を通じた共通の価値観の醸成強化

・取締役会と任意の委員会活動との連携強化

従来より取締役会と任意の委員会とは密接に連携し取組んでまいりましたが、社外取締役の増員に伴う委員会メンバーの増員、構成の変化を受け、相互の連携をさらに強化し、特に幹部報酬委員会について以下のとおり取組むこととしました。

- ✓ 委員会審議状況に関する内容の取締役会への共有
- ✓ 幹部報酬制度に関する新任役員等への説明機会の拡充

今年度は、主な取組課題として以上の3点にフォーカスし、取締役会実効性向上に資する施策を検討・実施してまいります。

当社は、内外の変化に対応し継続的に企業価値を高めるためには、取締役会を始めとするガバナンスの向上が不可欠と考えております。本評価結果に基づき、引き続き取締役会機能の向上に取り組んでまいります。

取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、その取締役・監査役候補者の指名において、①取締役会においてその出席者である取締役及び監査役が、経営戦略の妥当性、実現にあたってのリスク等を多面的に審議すると共に、その執行状況を適切に監督すること、並びに、②監査役会が、取締役会及び執行部門に対し、適法性と合わせ妥当性・有効性も視野に入れた監査を実施し、その機能を十分に発揮すること、の両面をもって、持続的な企業価値向上に向けた実効性のあるガバナンス体制を確立することが重要と考えています。

一方、当社は、長期ビジョン「Santen 2030」及び2023—2025年度新中期経営計画の下、医療関係者や患者さんに寄り添い、製薬の枠を超えたSocial Innovatorとして革新的な価値を提供することで、目を通じた社会課題の解決に取り組んでおります。また、これらの取組においては、国・地域により異なる眼科医療ニーズを踏まえ、幅広く世界の人々に貢献できるよう、グローバルにリーダーシップを発揮して参ります。

当社は、企業戦略の立案・実行、適切な経営管理に加え、上述の当社理念・目指す事業の方向性に鑑み、下表の知識・経験・能力を特に重要と考えております。ライフサイエンス事業及びグローバルな視点に加え、今後も、ESG・社会貢献に関する領域等にもさらに力点を置いてまいります。取締役・監査役の登用においては、多角的な観点で経営に助言、監督が行えるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる人材を登用することでバランスと多様性を確保し、性別、年齢、国籍、人種又は民族等の区別を設けず人物本位を重視していきます。また、議論の客観性を担保するための社内・社外取締役のバランスに配慮するとともに、とりわけ監査役会については、監査の独立性・中立性を高めるため過半数を独立性基準を満たす社外監査役としています。

取締役・監査役 (現任・候補者含む)		企業経営	ライフサイ エンス事業	医療現場・ 患者様理解	グローバル リーダーシップ	財務・ 会計	法務・ リスク管理	ESG・ 社会貢献
取締 役	黒川 明 (代表取締役) 再任	●	●	●				
	伊藤 毅 (代表取締役) 再任	●	●	●				
	大石 佳能子 (社外取締役) 再任	●		●				●
	新宅 祐太郎 (社外取締役) 再任	●	●		●			
	皆川 邦仁 (社外取締役) 再任				●	●	●	
	古谷 昇 (社外取締役) 再任	●	●					
	南 多美枝* (社外取締役) 再任		●		●			
監 査 役	井阪 広 (常勤監査役)		●	●				
	伊香賀 正彦 (社外監査役)	●				●	●	
	朝谷 純一 (社外監査役) 新任		●			●	●	
	穂高 弥生子 (社外監査役) 新任				●		●	●

各人保有スキルのうち、とりわけ強みのあるもの／当社事業との関連性が強いものを2～3個（最大3個）記載しています。

* オーストラリア国籍

政策保有株式に対する考え方

政策保有株式について、それが中長期的に当社との事業関係の強化につながり、当社の企業価値向上に貢献するものであると判断した場合に限り保有することとします。当社は投資有価証券全体の保有限度額を設定しており、その範囲内において、事業展開上必要不可欠なパートナーの株式に限定して保有しています。少なくとも年に1回、取締役会において、これらの基準による保有限度額以内となっているかどうか、また、個別銘柄について、当社との事業関係の強化のつながりがあることによる保有の便益が投資株式の保有を通じた投資額や投資リスクを踏まえてもなお優先されるべきものであるかを検証し、保有の意義が乏しいと判断された銘柄は、売却を実施しています。

なお、2022年度3銘柄についてその一部売却を実施、売却後、純資産に占める政策保有株式の割合は6.6%となります。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 経営の基本方針

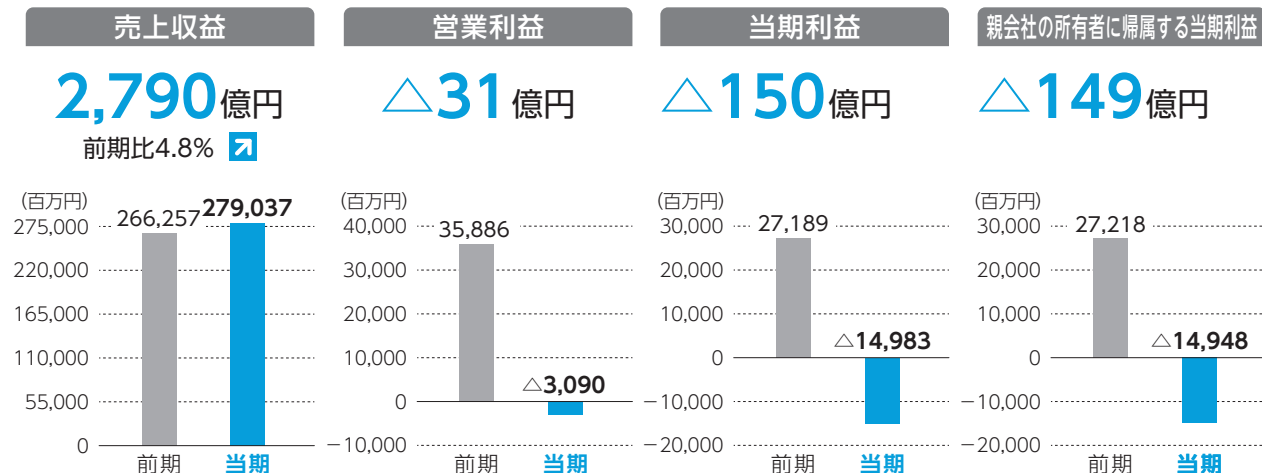
Santenグループ[※]は、眼科に特化したスペシャリティ・カンパニーとして、医療用・一般用の医薬品や、医療機器の研究、開発、販売・マーケティング活動を行っており、世界約60を超える国・地域で製品を販売しています。Santenグループが目指す理想の世界、「WORLD VISION」(Happiness with Vision)の実現に向け、世界中の技術や組織・人材をつなぎ、「見る」を通じて人々の幸せを実現するSocial Innovatorとして、眼の疾患や不具合に起因する世界中の人々の社会的・経済的な機会損失を削減することを目指します。130年の歴史の中で培われた科学的知見や企業力を活かし、製薬企業としての枠を越え、患者さん起点で眼科医療ソリューションの開発と提供に取り組み、価値ある製品・サービスの提供を通じ、患者さんや患者さんを愛する人たちを中心に社会への貢献を果たしていきます。

※当社 (Santen) 及び当社の関係会社

(2) 事業の経過及びその成果

①業績の状況

(ア) IFRS (フル) ベース



(ア) IFRS (フル) ベース

(単位：百万円)

	前期	当期	対前期増減率
売上収益	266,257	279,037	4.8%
営業利益 (△は損失)	35,886	△3,090	－%
当期利益 (△は損失)	27,189	△14,983	－%
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (△は損失)	27,218	△14,948	－%

〔売上収益〕

前期と比べ4.8%増加し、2,790億円となりました。

主力の医療用医薬品事業は、中国で新型コロナウイルス対策による厳格な防疫措置や解除後の大幅な感染者数増加等の影響を強く受けたものの、日本では薬価改定の影響を最小限に止めアレジオン点眼液等の主力製品の拡大に注力し、アジア・EMEAでも主力製品が堅調に推移したこと、また為替影響もあり、前期と比べ4.3%増加し、2,602億円となりました。

売上収益の内訳は次のとおりです。

上段：金額

下段：対前期増減率、()は為替影響を除いた対前期増減率

(単位：百万円)

	日本	中国	アジア	EMEA	米州	合計
医療用医薬品	162,770 1.9% (-%)	21,172 △22.0% (△30.6%)	23,226 21.1% (10.3%)	50,136 21.5% (11.3%)	2,931 26.5% (8.3%)	260,235 4.3% (0.9%)
一般用医薬品	9,595 4.5%	262 -	771 31.2%	- -	- -	10,628 8.7%
医療機器	3,264 4.0%	50 -	9 -	2,377 44.2%	557 40.0%	6,257 20.7%
その他	1,744 8.7%	62 10.4%	112 112.2%	- -	- -	1,919 12.0%
合計	177,373 2.2% (-%)	21,546 △20.8% (△29.4%)	24,118 21.7% (10.8%)	52,513 22.4% (12.1%)	3,488 28.5% (9.5%)	279,037 4.8% (1.3%)

(注) 外部顧客に対する売上収益を表しています。

顧客の所在地をもとに国又は地域に分類しています。なお、アジアには中国を含んでいません。EMEAは、欧州、中東及びアフリカです。

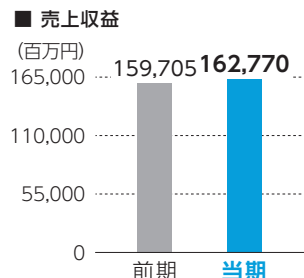
医療用医薬品

■ 日本

売上収益 **1,628**億円 (前期比 1.9% )

4%台半ばの薬価改定の影響があったものの、2022年11月に既存品のジクアス点眼液の製剤改良により点眼回数を1日3回に低減したジクアスLX点眼液の販売を開始し、またアレジオン点眼液等の主力製品の拡大に注力した結果、前期と比べ1.9%増加し、1,628億円となりました。主力製品の売上は次のとおりです。

・ 緑内障・高眼圧症治療剤領域			
「タプロス点眼液」	78億円	(対前期増減率	△ 7.7%)
「タプコム配合点眼液」	26億円	(対前期増減率	△ 3.2%)
「コソプト配合点眼液」	47億円	(対前期増減率	△ 17.3%)
「エイベリス点眼液」	39億円	(対前期増減率	+ 18.2%)
・ 角結膜疾患治療剤領域			
「ジクアス点眼液 ^{*1} 」	163億円	(対前期増減率	+ 21.9%)
・ 抗アレルギー点眼剤領域			
「アレジオン点眼液 ^{*2} 」	334億円	(対前期増減率	+ 14.1%)
・ 網膜疾患治療剤領域			
「アイリーア硝子体内注射液 ^{*3} 」	713億円	(対前期増減率	△ 1.7%)

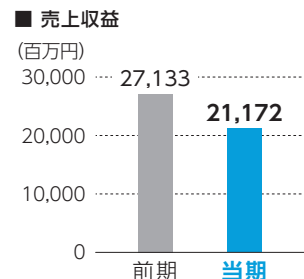


■ 中国

売上収益 **212**億円 (前期比 22.0% )

新型コロナウイルス対策の厳格な防疫措置や解除後の大幅な感染者数増加等の影響を受け、円換算ベースで前期と比べ22.0%減少し(為替影響を除いた成長率は△30.6%)、212億円となりました。主力製品の売上は次のとおりです。

・ 緑内障・高眼圧症治療剤領域			
「タプロス点眼液」	10億円	(対前期増減率	△ 10.7%)
・ 角結膜疾患治療剤領域			
「ジクアス点眼液」	28億円	(対前期増減率	△ 32.0%)
「ヒアレイン点眼液」	64億円	(対前期増減率	△ 28.1%)
・ 眼感染症治療剤領域			
「クラビット点眼液」	63億円	(対前期増減率	△ 9.4%)



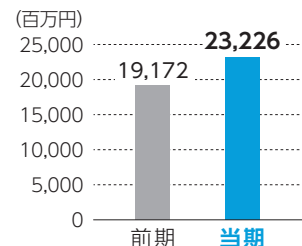
■ アジア（中国除く）

売上収益 **232**億円 (前期比 21.1% )

主力品の普及促進により、円換算ベースで前期と比べ21.1%増加し（為替影響を除いた成長率は+10.3%）、232億円となりました。主力製品の売上は次のとおりです。

・ 緑内障・高眼圧症治療剤領域			
「タプロス点眼液」	23億円	(対前期増減率	+ 9.6%)
「タプコム配合点眼液」	11億円	(対前期増減率	+ 28.9%)
「コンプト配合点眼液」	61億円	(対前期増減率	+ 18.5%)
・ 角結膜疾患治療剤領域			
「ジクアス点眼液」	20億円	(対前期増減率	+ 37.9%)
「Ikervis(アイケルビス)」	15億円	(対前期増減率	+ 40.0%)
・ 眼感染症治療剤領域			
「クラビット点眼液」	24億円	(対前期増減率	+ 27.5%)

■ 売上収益



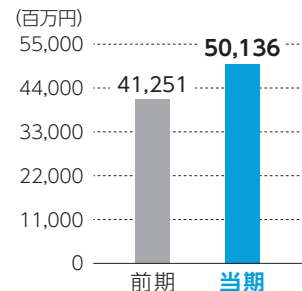
■ EMEA

売上収益 **501**億円 (前期比 21.5% )

主力製品の各国市場での伸長により、円換算ベースで前期と比べ21.5%増加し（為替影響を除いた成長率は+11.3%）、501億円となりました。主力製品の売上は次のとおりです。

・ 緑内障・高眼圧症治療剤領域			
「タプロス点眼液」	77億円	(対前期増減率	+ 13.2%)
「タプコム配合点眼液」	45億円	(対前期増減率	+ 31.7%)
「コンプト配合点眼液」	129億円	(対前期増減率	+ 18.0%)
「トルソプト点眼液」	34億円	(対前期増減率	+ 19.6%)
・ 角結膜疾患治療剤領域			
「Ikervis(アイケルビス)」	53億円	(対前期増減率	+ 11.4%)
「Cationorm(カチオノーム)」	26億円	(対前期増減率	+ 26.3%)
・ 抗アレルギー点眼剤領域			
「Verkazia(ベルカジア)」	7億円	(対前期増減率	+ 28.0%)

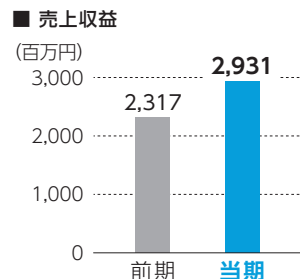
■ 売上収益



■ 米州

売上収益 **29**億円 (前期比 26.5% )

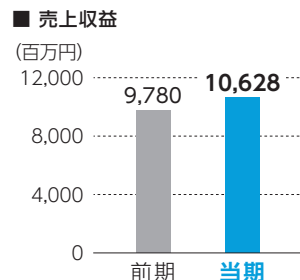
円換算ベースで前期と比べ26.5%増加し（為替影響を除いた成長率は+8.3%）、29億円となりました。



■ 一般用医薬品

売上収益 **106**億円 (前期比 8.7% )

前期と比べ8.7%増加し、106億円となりました。
「サンテメディカルシリーズ」「サンテポーティエシリーズ」「ソフトサンティアシリーズ」などの高価格帯品に加え、スイッチOTC製品「ヒアレインS」、「サンテFXシリーズ」、前期に販売を開始した点眼型洗眼薬「ウエルウォッシュアイ」に注力しています。

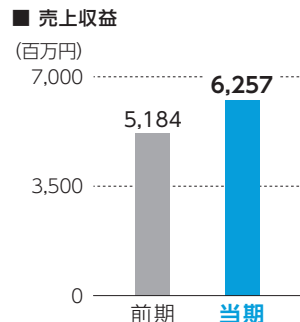


■ 医療機器

売上収益 **63**億円 (前期比 20.7% )

EMEAでのプリザーフロ マイクロシャントの販売が好調に推移し、前期と比べ20.7%増加し、63億円となりました。主力製品の売上は次のとおりです。

「レンティス コンフォート」	13億円 (対前期増減率 △ 6.4%)
「プリザーフロ マイクロシャント」	24億円 (対前期増減率 +50.6%)



■ その他

その他の売上収益は19億円となりました。サプリメント製品の販売、株式会社クレール（連結子会社）での無塵・無菌服のクリーニング業によるものです。

〔営業損失〕

売上総利益は、前期と比べ6.1%増加し、1,661億円となりました。

IFRS（フル）ベースの販売費及び一般管理費は、前期と比べ13.9%増加し（為替影響を除いた対前期増減率は+7.4%）、963億円となりました。研究開発費は、前期と比べ7.3%増加し（為替影響を除いた対前期増減率は△1.1%）、283億円となりました。

製品に係る無形資産償却費は、前期と比べ2.2%減少し（為替影響を除いた対前期増減率は△7.0%）、95億円となりました。これは主に、Merck & Co., Inc.（米国）から2014年に譲り受けた眼科製品に関する無形資産、2015年より欧州で販売を開始した「Ikervis（アイケルビス）」に関する無形資産、2016年のInnFocus, Inc.（米国）買収に伴い取得したプリザーフロ マイクロシャントに関する無形資産、並びに2020年のEyevance Pharmaceuticals Holdings Inc.（米国）買収に伴い取得した眼科製品に関する無形資産の償却によるものです。なお、Eyevance Pharmaceuticals Holdings Inc.（米国）買収に伴い取得した眼科製品に関する無形資産は、第2四半期において無形資産の帳簿価額全額を減損処理したため、第3四半期以降の計上はしていません。

その他の収益は、35億円となりました。これは主に、2016年のInnFocus, Inc.（米国）買収に伴う条件付対価の公正価値の変動によるものです。

その他の費用は、386億円となりました。これは主に、Eyevance Pharmaceuticals Holdings Inc.（米国）及びその傘下の事業会社であるEyevance Pharmaceuticals LLC（米国）に係る有形固定資産及び無形資産（のれん及び開発製造販売権）の帳簿価額全額を減損処理したこと、米州における医薬品販売事業の最大限合理化に伴う構造改革費用、並びにSTN1010904（一般名：シロリムス）及びSTN1010905（一般名：シロリムス）に係る無形資産について、割引率の上昇及びSTN1010905に係る事業計画の見直し等の影響により減損処理をしたことによるものです。

これらにより、IFRS（フル）ベースの営業損失は31億円（前期は359億円の営業利益）となりました。

〔当期損失〕

金融収益は、12億円となりました。

金融費用は、15億円となりました。

持分法による投資損失は、24億円となりました。これは主にVerily Life Sciences LLC（米国）との合併会社であるTwenty Twenty Therapeutics LLC（米国）の損益のうち、当社の持分に帰属する金額を計上したものです。

法人所得税費用は、前期より8億円増加し、92億円となりました。これは主に、上述のIFRS（フル）ベースの営業利益の減少に伴う税引前当期利益が減少した一方で、当社に対して実施されている日本税務当局による2018年3月期から2021年3月期を対象とした税務調査における協議の過程で、修正予定の法人所得税の見積額に基づき負債を認識したため増加しています。

これらにより、当期損失は150億円（前期は272億円の当期利益）となりました。

〔親会社の所有者に帰属する当期損失〕

親会社の所有者に帰属する当期損失は149億円（前期は272億円の親会社の所有者に帰属する当期利益）となりました。

- ※1 ジクアスLX点眼液を含みます。
- ※2 アレジオンLX点眼液を含みます。
- ※3 製造販売元であるバイエル薬品株式会社とのコ・プロモーション製品です。

（イ）コアベース^{*4}

（単位：百万円）

	前期	当期	対前期増減率
売上収益	266,257	279,037	4.8%
コア営業利益	46,348	44,242	△4.5%
コア当期利益	35,195	33,235	△5.6%
親会社の所有者に帰属する コア当期利益	35,249	33,270	△5.6%

〔売上収益〕

IFRS（フル）ベースからの調整はありません。

〔コア営業利益〕

売上総利益について、IFRS（フル）ベースからの調整はありません。

販売費及び一般管理費は、前期と比べ11.6%増加し、935億円となりました。なお、IFRS（フル）ベースからの調整内容として、前期では企業結合における統合業務等に係る費用を販売費及び一般管理費から控除し、当期は再成長のための生産性向上及び合理化等の費用が27億円発生しました。

研究開発費は、IFRS（フル）ベースからの調整はありません。

以上により、コアベースでの営業利益は、前期と比べ4.5%減少し、442億円となりました。

- ※4 Santenグループでは2015年3月期のIFRS適用を機に、IFRSによる業績（「IFRS（フル）ベース」）から一部の収益及び費用を控除した「コアベース」での財務情報を事業活動自体の収益性を示す指標として開示しています。IFRS（フル）ベースによる業績からコアベースでの業績への調整において控除する以下の収益及び費用とそれらに係る法人所得税費用を調整し、コアベースを算出しています。

- ・製品に係る無形資産償却費
- ・その他の収益
- ・その他の費用
- ・金融収益
- ・金融費用
- ・持分法による投資損益
- ・販売費及び一般管理費のうち、企業買収に係る費用、並びに再成長のための生産性向上及び合理化等に係る費用

②その他の活動状況

〔研究開発活動〕

<緑内障・高眼圧症領域>

プロスタグランジンF₂α誘導体及びβ遮断剤の配合剤STN1011101 (DE-111A、一般名：タフルプロスト／チモロールマレイン酸塩)は、中国で2022年12月に販売承認を申請しました。

EP2受容体作動薬STN1011700 (DE-117、一般名：オミデネパグ イソプロピル)は、米国で2022年9月に販売承認を取得しました。日本では2018年11月に発売しました。アジアでは2021年2月に韓国で発売し、以降、複数国で順次発売しています。

FP/EP3受容体デュアル作動薬STN1012600 (DE-126、一般名：sepetaprost)は、米国で2021年12月に追加の第Ⅱ相試験を終了しました。日本では2022年8月に第Ⅲ相試験を開始しました。欧州では第Ⅱ相試験(探索的試験)を終了しました。

緑内障用デバイスSTN2000100 (DE-128)は、日本で2022年7月に上市(ソフトローンチ)しました。欧州では2019年4月に発売しました。アジアでは2021年9月以降シンガポールなどで承認を取得しており、マレーシアで2022年10月に発売しました。

プロスタグランジンF₂α誘導体の乳化点眼剤STN1013001 (DE-130A、一般名：ラタノプロスト)は、アジアで2022年3月に第Ⅲ相試験を終了しました。欧州では2022年9月に販売承認を申請しました。

ROCK阻害剤STN1013900 (AR-13324、一般名：ネタルスジルメシル酸塩)は、日本で2020年11月から第Ⅲ相試験を実施しています。欧州では販売承認を取得しており、スウェーデンで2023年2月に発売しました。アジアでは順次販売承認を申請しており、タイで2023年1月に販売承認を取得しました。

ROCK阻害剤及びプロスタグランジンF₂α誘導体の配合剤STN1014000 (PG-324、一般名：ネタルスジルメシル酸塩／ラタノプロスト)は、欧州で販売承認を取得しており、ドイツで2023年1月に発売しました。アジアでは順次販売承認を申請しており、タイで2023年1月に販売承認を取得しました。

<角結膜疾患(ドライアイを含む)領域>

春季カタルを対象とするSTN1007603 (DE-076C、一般名：シクロスポリン)は、既に承認・販売されている欧州、アジア、カナダなどに続き、中国で2022年4月に販売承認を取得し、米国で2022年5月に発売しました。

ドライアイを対象とするSTN1008903 (DE-089C、

一般名：ジクアホソルナトリウム)は、日本で2022年11月に発売しました。アジアでは、2023年3月に韓国で販売承認を申請しました。

ドライアイを対象とするSTN1014100 (一般名：オロダテロール塩酸塩)は、日本で2023年1月に第Ⅰ相/前期第Ⅱ相試験を開始しました。

フックス角膜炎ジストロフィを対象としてアクチュアライズ株式会社と共同開発契約を締結しているSTN1010904* (一般名：シロリムス)は、米国、フランス、インドで2022年5月に前期第Ⅱ相試験を開始しました。(*開発コード(STN1010904)は、第Ⅱ相試験終了時に当社が独占の実施権を獲得した後に附番予定のコードです。)

マイボーム腺機能不全を対象とするSTN1010905 (一般名：シロリムス)は、日本で2022年8月に前期第Ⅱ相試験を終了し、今後の開発計画を検討中です。

アレルギー性結膜炎を対象とするSTN1011402 (一般名：エピナスチン塩酸塩)は、日本で2023年3月に製造販売承認を申請しました。

<屈折異常領域>

小児における近視を対象とするSTN1012700 (DE-127、一般名：アトロピン硫酸塩)は、日本で2019年8月から第Ⅱ/Ⅲ相試験を実施しています。中国では2022年6月に第Ⅱ/Ⅲ相試験を開始しました。アジアでは2020年4月に第Ⅱ相試験を終了しました。

小児における近視を対象とするSTN1012701 (SYD-101、一般名：アトロピン硫酸塩)は、導入元であるSydnexis Inc. (米国)により欧州及び米国で第Ⅲ相試験が実施されています。当社は、欧州、中東及びアフリカ地域における独占ライセンス権を保有しています。

近視を対象とするSTN1013400 (化合物名：AFDX 0250BS)は、日本で2021年9月に第Ⅰ相試験を終了し、前期第Ⅱ相試験を準備中です。

老視を対象とするSTN1013600 (一般名：ウルソデオキシコール酸)は、米国で2022年12月に前期第Ⅱ相試験を開始しました。日本では2022年4月に第Ⅰ相試験を終了しました。

<その他の領域>

眼瞼下垂を対象とするSTN1013800 (一般名：オキシメタズリン塩酸塩)は、日本で2022年10月に第Ⅲ相試験を開始しました。

※開発コードの附番方法変更に伴い、新開発コード(STNXXXXXX)及び既存開発コード(DE-XXX)を併記しています。なお、AR-13324及びPG-324はAlcon Inc. (スイス)、SYD-101はSydnexis Inc. (米国)での開発コードです。

ご参考 開発パイプライン

主要臨床プロジェクト状況一覧

疾患領域	効能・効果	開発コード	一般名/化合物名	地域	開発ステージ					
					フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	申請	承認	発売
緑内障・高眼圧症	緑内障・高眼圧症	STN1011101 / DE-111A	タフルプロスト/チモロールマレイン酸塩	中国						
	緑内障・高眼圧症	STN1011700 / DE-117	オミデネパグ イソプロピル	米国						
				日本						
				アジア						
	緑内障・高眼圧症	STN1012600 / DE-126	sepetaprost	米国						
				日本						
				欧州		(探索的試験)				
	緑内障	STN2000100 / DE-128	緑内障用デバイス	日本						
				欧州						
				アジア						
緑内障・高眼圧症	STN1013001 / DE-130A (Catioprost)	ラタノプロスト	欧州							
			アジア							
緑内障・高眼圧症	STN1013900 / AR-13324	ネタルスジルメシル酸塩	日本							
			欧州							
緑内障・高眼圧症	STN1014000 / PG-324	ネタルスジルメシル酸塩 /ラタノプロスト	アジア							
			欧州							
角結膜疾患 (ドライアイを含む)	春季カタル	STN1007603 / DE-076C	シクロスポリン	米国						
	ドライアイ	STN1008903 / DE-089C	ジクアホソルナトリウム	中国						
				日本						
	ドライアイ	STN1014100	オロダテロール塩酸塩	アジア						
				日本		フェーズ1/2a				
				米国		フェーズ2a				
	フックス角膜炎	STN1010904	シロリムス	欧州		フェーズ2a				
アジア					フェーズ2a					
マイボーム腺機能不全	STN1010905	シロリムス	日本		フェーズ2a					
アレルギー性結膜炎	STN1011402	エピナスチン塩酸塩	日本							
屈折異常	近視	STN1012700 / DE-127	アトロピン硫酸塩	日本			フェーズ2/3			
				中国			フェーズ2/3			
				アジア						
	近視	STN1012701 / SYD-101	アトロピン硫酸塩	欧州						
近視	STN1013400	AFDX0250BS	日本							
老視	STN1013600	ウルソデオキシコール酸	米国		フェーズ2a					
			日本							
その他	眼瞼下垂	STN1013800	オキシメタゾリン塩酸塩	日本						

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当期の設備投資額は、211億円となりました。拡大を続ける需要に対し、安定供給のための生産能力確保を目的として、滋賀プロダクトサプライセンター敷地内に医療用点眼薬製造棟の増設を行いました。また、中国の現地法人「参天製薬（中国）有限公司」の新工場に係る投資を継続しています。今後、見込まれる市場成長に対し、キャパシティを構築することで、グローバルでの競争優位を確立し、さらなる事業の成長に繋げていきます。また、事業のグローバル展開を支え、業務標準化と抜本的な生産性向上を目的として、次世代ERPへの投資等を継続しています。

資金調達については、設備投資及び事業開発活動における投資機会の最大化のための効率的な資金調達を目的として、2020年3月に株式会社三菱UFJ銀行とコミットメント期間を4年、貸付期間を最大10年とする総額300億円の実行可能期間付タームローン契約を締結しており、当期の借入実行額は100億円です。また、事業開発投資に係る短期借入返済のため、Credit Suisse (Switzerland) Ltd.とBNP PARIBAS S.A. NIEDERLASSUNG DEUTSCHLANDを幹事とするシンジケートローンにより、58億円の借入を実行しました。

(4) 対処すべき課題

新中期経営計画（2023～2025年度）及び目標とする経営指標

2022年9月に代表取締役社長兼CEOに伊藤毅が就任して以来、「収益性の改善」、「成長の柱の構築」、「最適なオペレーション・組織体制の構築」という3つの観点から再成長に向けた施策に着手してきました。新CEO体制のもと、2023～2025年度までの新中期経営計画を策定しました。

1. 新中期経営計画策定の狙い

Santenの強みである医療用医薬品事業の最大化に注力します。医療用医薬品事業における生活者・患者様への貢献価値最大化に向けて、戦略・組織運営体制を抜本的に見直します。

2. 成長に向けた基本方針

2025年度までは構造改革と地域事業の売上最大化の2軸で収益最大化を図ります。明確な地域戦略に基づく売上拡大を図り、かつ、グローバルにコマースエクセレンスを強化します。また、各地域事業の売上拡大に資する事業開発及び、医療用医薬品事業へのシナジーが得られる新規事業に取り組んでいきます。2026年度以降は、強化した組織力を挺子に、近視や眼瞼下垂など大型のパイプライン製品による生活者・患者さんへの新しい価値貢献機会の創出を図り、さらなる成長局面へと発展させていきます。一方で本中期経営計画を確実に遂行していくために、戦略立案・実行を担うリーダーシップチームの強化に加え、オペレーションモデルとそれを支える経営管理・人材育成の仕組みを変革していきます。

■構造改革の推進

- ・米州の最大限合理化：赤字継続・パイプラインの現状を踏まえて最適化
- ・財務規律に基づく投資見直し：IT等大型投資案件を精査
- ・コスト最適化：各費用を"ゼロベース"で精査
- ・生産性向上：各組織機能の生産性をレビュー

■3つの柱を通じた地域事業売上の最大化

- ・グローバルにコマースエクセレンスを強化
- ・各地域事業の売上拡大に資する事業開発（他社上市品、リージョン品を含む）
- ・医療用医薬品事業の売上最大化に資する新規事業

- 大型パイプライン上市による新領域での売上創出（2026年度以降）
 - ・特に、近視・眼瞼下垂などの自由診療で新しい価値貢献機会を創出
 - ・研究開発及び事業開発への十分な投資による開発・新規パイプラインの探索

3. 2025年度 全社数値目標・KPI（重要業績評価指標）

海外一人当たり売上高の成長を含めて収益性の確実な改善と安定配当を実現します。

売上高	2,800億円
コア営業利益額	560億円
コア営業利益率	20%
海外一人当たり売上高成長率（為替影響除く）	7%以上の成長（2022年度～2025年度の年平均成長率）
コアROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）	13%
コアEPS（1株当たり当期利益）の成長率	10%以上（2022年度～2025年度の年平均成長率）

4. 資本配分・株主還元

財務戦略は眼科領域で競争優位を構築することで収益性を高め、キャッシュ創出力、ひいては株主価値の最大化を追求することを基本としています。

新中期経営計画（2023～2025年度）においては収益性の拡大、効率性の追求、健全性の確保を柱にしROE（親会社所有者帰属持分利益率）の向上に取り組んでまいります。特に資本コストに対する超過収益力を最大化することによりROE上昇を図ります。

特に、収益改善と同時にキャッシュの創出力を高め、その原資を将来の成長への投資として資本コストを上回るリターンが見込める設備、研究開発、事業開発に優先的に投下いたします。一方で、有望な投資機会が無ければ、株価の状況を鑑みながら自社株買いによる利益還元を実施します。

また、配当については、現行32円/年を配当下限値として、中長期的な利益成長に合わせて増配していく累進配当を継続してまいります。

5. ESG（環境、社会、ガバナンス）の取り組み

眼科に特化したスペシャリティ・カンパニーとして、事業を通じて、患者さんや社会への貢献を追求してまいります。

■現行のESGマテリアリティ

- ① 社会的意義のある製品・サービスの開発・安定的供給
- ② 価値創造を促進する組織風土の醸成
- ③ ガバナンス強化・公正公平な社会実現への貢献
- ④ 地球環境保全

上記のESGマテリアリティのうち、特に本中期経営計画の実現とその先の持続的な成長につながっていく「社会的意義のある製品の市場浸透」（①の構成要素）と、事業成長を支え牽引していくための「人材の育成・登用」（②の構成要素）を最重要課題として取り組む項目としています。今後、具体的なKPIを設定した上で、統合報告書などを通じて開示していく予定です。

(5) 財産及び損益の状況

企業集団の業績及び財産の状況の推移

区 分	第108期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第109期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第110期 (前連結会計年度) (2021.4.1～ 2022.3.31)	第111期 (当連結会計年度) (2022.4.1～ 2023.3.31)
売 上 収 益 (百万円)	241,555	249,605	266,257	279,037
営業利益 (△は損失) (百万円)	33,535	12,187	35,886	△3,090
当期利益 (△は損失) (百万円)	21,714	9,126	27,189	△14,983
基本的1株当たり当期利益 (△は損失)	59円16銭	23円30銭	68円07銭	△38円60銭
資 産 合 計 (百万円)	408,768	405,285	459,976	421,179
親会社の所有者に帰属する持分合計 (百万円)	302,865	310,181	337,488	293,979

(注) 会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しています。

当社の業績及び財産の状況の推移

区 分	第108期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第109期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第110期 (前事業年度) (2021.4.1～ 2022.3.31)	第111期 (当事業年度) (2022.4.1～ 2023.3.31)
売 上 高 (百万円)	182,610	186,112	190,828	196,589
経 常 利 益 (百万円)	34,862	25,324	22,525	27,068
当期純利益 (△は損失) (百万円)	27,402	21,754	17,433	△59,379
1株当たり当期純利益 (△は損失)	68円63銭	54円44銭	43円59銭	△153円18銭
総 資 産 (百万円)	340,007	353,603	363,763	282,904
純 資 産 (百万円)	283,522	294,231	297,507	199,261

(注) 1. 日本基準に準拠して作成しています。

2. 当事業年度において、当社が保有する関係会社株式のうち、帳簿価額に対して実質価額が著しく下落したSanten Holdings EU B.V.の子会社株式について関係会社株式評価損77,779百万円を計上しました。なお、当該関係会社株式評価損は、連結決算において消去されるため、連結損益への影響はありません。

(6) 主要な事業内容

Santenグループは、医療用医薬品、一般用医薬品及び医療機器の製造及び販売を行っており、その主なものは、次のとおりです。

区 分	主要品名
医療用 医薬品	アイリーア硝子体内注射液、アレジオン点眼液 ^{※1} 、コンプト配合点眼液、ジクアス点眼液 ^{※2} 、タプロス点眼液、ヒアレイン点眼液、クラビット点眼液、タプコム点眼液、Ikervis (アイケルビス)、トルソプト点眼液、エイベリス点眼液
一般用 医薬品	サンテFXネオ、ソフトサンティア、サンテFX Vプラス、サンテメディカル12、サンテメディカルアクティブ、サンテメディカルガードEX、サンテボーティエ、ソフトサンティアひとみストレッチ、ウェルウォッシュアイ、サンテPC
医療機器	プリザーフロ マイクロシャント、レンティス コンフォート、エタニティ



※1 アレジオンLX点眼液を含みます。

※2 ジクアスLX点眼液を含みます。

(7) 主要拠点など

①当社

本 社	大阪市北区
営業拠点	東京支店（東京都中央区）、新大阪オフィス（大阪市淀川区）、北海道東北エリアオフィス（仙台市青葉区）、 関東第一エリアオフィス（東京都中央区）、関東第二エリアオフィス（東京都中央区）、 中部エリアオフィス（名古屋市中区）、関西エリアオフィス（大阪市淀川区）、 中国四国エリアオフィス（広島市中区）、九州エリアオフィス（福岡市博多区）、その他78オフィス
工 場	滋賀プロダクトサプライセンター（滋賀県犬上郡多賀町）、能登工場（石川県羽咋郡宝達志水町）
研 究 所	奈良研究開発センター（奈良県生駒市）

②子会社及び関連会社

Santen Holdings U.S. Inc.（米国・エメリービル）
Santen Inc.（米国・エメリービル）
Santen Holdings EU B.V.（オランダ・アムステルダム）
Santen SA（スイス・ジュネーブ）

参天投資（中国）有限公司（中国・上海）
参天製薬（中国）有限公司（中国・蘇州）
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.（シンガポール）
その他29社

ご参考 子会社

国内

株式会社クレール（滋賀県）
参天ビジネスサービス株式会社（大阪府）
参天アイケア株式会社（大阪府）

【欧州】

Santen Holdings EU B.V.（オランダ）
Santen Oy（フィンランド）
Santen S.A.S.（フランス）
Santen GmbH（ドイツ）
Santen SA（スイス）
Santen Italy S.r.l.（イタリア）
Santen UK Limited（イギリス）
Santen Pharmaceutical Spain, S.L.（スペイン）
SANTEN LIMITED LIABILITY COMPANY（ロシア）

【北米】

Santen Holdings U.S. Inc.（米国）
Santen Inc.（米国）
Advanced Vision Science, Inc.（米国）
InnFocus, Inc.（米国）
Santen Ventures, Inc.（米国）
Eyevance Pharmaceuticals Holdings Inc.（米国）
Eyevance Pharmaceuticals LLC（米国）
Santen Canada Inc.（カナダ）

海外

【中国】

参天製薬（中国）有限公司（中国）
参天医薬販売（蘇州）有限公司（中国）
重慶参天科瑞製薬有限公司（中国）
参天投資（中国）有限公司（中国）

【アジア】

韓国参天製薬株式会社（韓国）
台湾参天製薬股份有限公司（台湾）
Santen India Private Limited（インド）
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.（シンガポール）
SANTEN(THAILAND) CO., LTD.（タイ）
SANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD.（マレーシア）
SANTEN PHILIPPINES INC.（フィリピン）
参天製薬（香港）有限公司（香港）
Santen Pharmaceutical Vietnam Co.,Ltd.（ベトナム）

(8) 従業員の状況

①Santenグループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,144名	171名減

(注) 従業員数は就業人員数で、派遣社員を除いています。なお、当連結会計年度よりパートタイマーを含んでいます。

②当社の従業員の状況

従業員数	1,807名
前期末比増減	32名減
平均年齢	44歳3ヶ月
平均勤続年数	17年2ヶ月

(注) 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者及び派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。なお、当事業年度よりパートタイマーを含んでいます。

(9) 重要な子会社の状況

会社名 () は所在国を示す	資本金	当社の出資比率 () は間接所有を示す	主要な事業内容
Santen Holdings U.S. Inc. (米国)	24,784千米ドル	(100.0%)	北米子会社統括・管理
Santen Inc. (米国)	8,765千米ドル	(100.0%)	医薬品臨床開発・事業開発
Santen Holdings EU B.V. (オランダ)	50千ユーロ	100.0%	Santen SAの純粋持株会社
Santen SA (スイス)	22,565千スイスフラン	(100.0%)	EMEA地域統括・金融・管理・ 医薬品製造・販売
参天投資(中国)有限公司 (中国)	449,439千元	100.0%	中国グループ会社の投資・ 資金管理の統括・事業管理業務支援
参天製薬(中国)有限公司 (中国)	692,293千元	(100.0%)	医薬品製造・販売・臨床開発
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. (シンガポール)	24,177千 シンガポールドル	(100.0%)	アジア地域統括・管理・ 医薬品製造・販売

(10) 主要な借入先

借入会社	借入先	借入金残高(百万円)
参天製薬株式会社	株式会社三菱UFJ銀行	20,000
Santen SA	シンジケートローン	5,829

(注) シンジケートローンはCredit Suisse (Switzerland) Ltd.とBNP PARIBAS S.A. NIEDERLASSUNG DEUTSCHLANDを幹事とする複数の貸付人からの協調融資によるものです。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

主要な提携の状況

・技術提携（導入）

提携先	内容
第一三共株式会社（日本）	オフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
第一三共株式会社（日本）	レボフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
エーザイ株式会社（日本）	ブナゾシン塩酸塩を含有する眼科薬の製造販売
AGC株式会社（日本）	タフルプロストを含有する眼科薬の製造販売
Merck社（米国）	ジクアホソルナトリウムを含有する眼科薬の製造販売
日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社（日本）	エピナスチン塩酸塩を含有する眼科薬の開発製造販売
UBE株式会社（日本）	オミデネパグ イソプロピルを含有する眼科薬の開発製造販売
Teleon社（オランダ）※1	眼内レンズ「レンティス コンフォート」の製造販売
jCyte社（米国）	網膜色素変性症におけるファースト・イン・クラスの治療として開発しているjCellの日本、欧州、アジアにおける開発・販売権
Osmotica社（米国）	成人の後天性眼瞼下垂の治療薬として米国で承認された最初で唯一のオキシメタゾリン塩酸塩点眼剤0.1%であるRVL-1201の日本、中国、その他アジア諸国、北米とEMEA諸国における開発、承認申請、商業化の権利
Alcon社（スイス）※2	日本・欧州・中国・アジア諸国その他におけるRhopressa®とRocklatan®の権利及び独占の開発・販売
Sydnexis社（米国）	小児における進行性近視の新しい治療薬として開発中の低用量アトロピン製剤SYD-101における欧州、中東、アフリカ地域（EMEA）における独占的販売

※1 Oculentis社からTeleon社に事業譲渡されたことにより、提携先を変更しています。

※2 Aerie社がAlcon社に買収されたことにより、提携先を変更しています。

・技術提携（導出）

提携先	内容
Bausch & Lomb社（米国）	眼内レンズ「エタニティ」の日本以外の地域の製造販売
Thea社（米国）	緑内障・高眼圧症治療剤タフルプロストの米国における製造販売
Glaukos社（米国）	STN2000100（DE-128、PRESERFLO MicroShunt（プリザーフロ マイクロシャント））の米州（北米・中南米）、オーストラリア及びニュージーランドにおける開発・販売提携

・販売提携

提携先	内容
ヤンセンファーマ株式会社（日本）	レボカバスチン塩酸塩を含有する眼科薬の国内販売
バイエル薬品株式会社（日本）	アフリベルセプト硝子体内注射液の国内独占販売
田辺三菱製薬株式会社（日本）	抗アレルギー点眼剤「アレジオン点眼液」及び「アレジオンLX点眼液」の共同販売促進

・企業結合による条件付対価

当社は米国時間の2016年8月19日にInnFocus, Inc.を買収しました。当社は、条件付対価契約に基づき、STN2000100 (DE-128、PRESERFLO MicroShunt (プリザーフロ マイクロシャント)) の開発の進捗及び販売実績に応じたマイルストーンを支払う定めがあります。

・合併契約

提携先	内容
重慶科瑞製薬 (集団) 有限公司 (中国)	中国の患者さんに適切な価格で高品質の医療用眼科薬を提供することを目的に2016年8月に合併会社 (重慶參天科瑞製薬有限公司) を設立
Verily社 (米国)	独創的な眼科デバイスの開発・商業化を目指し2020年8月に合併会社 (Twenty Twenty Therapeutics LLC) を設立

・その他

提携先	内容
International Telecommunication Union (スイス)	International Telecommunication Union及びWorld Health Organizationが実施しているデジタルヘルスの取り組みである眼科領域におけるBe He@lthy, Be Mobileに対するサポート
Orbis International (米国)	眼科医療従事者のスキル向上を継続的に支援するデジタルトレーニングツールの開発を目的とした提携 今後ますます増加が予想される眼疾患について、低・中所得国 (とりわけアジア) における負担軽減に向けた10年間の長期パートナーシップ
Plano社 (シンガポール)	世界の近視患者さんが抱える負担に対処するための戦略的提携
Airdoc社 (中国)	AI活用による中国における眼疾患の診断率向上に向けての提携
Singapore National Eye Centre (シンガポール)	アジアにおける眼科医療エコシステム発展を目指した革新的教育プログラムの開発・国際展開に関する戦略的パートナーシップ
アクチュアライズ株式会社 (日本)	フックス角膜内皮ジストロフィを対象としたシリムス点眼液のグローバル開発に向けた第Ⅱ相臨床試験 (Phase II a/POC試験) の共同開発

2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 375,885,854株 (自己株式303,156株を含む)

(注) 当社取締役が付与した会社法第361条や第238条等による新株予約権の行使により11,000株、当社取締役 (社外取締役を除く) 及び執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションによる新株予約権の行使により49,800株、合わせて60,800株増加しました。また取締役会決議に基づく自己株式の消却により24,869,700株減少しました。

(3) 株主数 30,507名 (前期末比6,606名増)

(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	73,458	19.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	31,135	8.3
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	17,410	4.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	13,033	3.5
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	10,662	2.8
株式会社三菱UFJ銀行	9,318	2.5
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	7,421	2.0
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイ口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	6,863	1.8
小野薬品工業株式会社	6,722	1.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	5,202	1.4

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (303,156株) を控除して計算しています。
 2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 73,458千株
 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 31,135千株
 3. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイ口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数は、エーザイ株式会社が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権はエーザイ株式会社に留保されています。
 4. 2021年10月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラック・クリーク・インベストメント・マネジメント・インクが、2021年10月15日現在で、以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。
 なお、以下の持株比率は、自己株式 (303,156株) を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数 (千株)	持株比率 (%)
ブラック・クリーク・インベストメント・マネジメント・インク	20,839	5.5

5. 2022年5月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書 (変更報告書) において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者2名が、2022年4月29日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。
 なお、以下の持株比率は、自己株式 (303,156株) を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数 (千株)	持株比率 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	14,169	3.8
日興アセットマネジメント株式会社	11,017	2.9

6. 2022年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者6名が、2022年5月31日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、ブラックロック・ジャパン株式会社は上記の大株主には含まれていません。
なお、以下の持株比率は、自己株式（303,156株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（%）
ブラックロック・ジャパン株式会社	6,197	1.7
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	957	0.3
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	4,021	1.1
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ、エイ	2,922	0.8
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユークー）リミテッド	405	0.1
アペリオ・グループ・エルエルシー	712	0.2
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド	749	0.2

7. 2023年4月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者4名が、2023年3月27日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社については、2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三菱UFJ信託銀行株式会社は上記の大株主には含まれていません。
なお、以下の持株比率は、自己株式（303,156株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（%）
株式会社三菱UFJ銀行	9,318	2.5
三菱UFJ信託銀行株式会社	12,462	3.3
三菱UFJ国際投信株式会社	2,858	0.8
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	430	0.1

8. 2023年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村證券株式会社及びその共同保有者2名が、2023年3月31日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、野村アセットマネジメント株式会社は上記の大株主には含まれていません。
なお、以下の持株比率は、自己株式（303,156株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（%）
野村アセットマネジメント株式会社	26,119	7.0
野村證券株式会社	1,915	0.5
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	△30	△0.0

9. 2023年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、MFSインベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーが、2023年3月31日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2023年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーは上記の大株主には含まれていません。
なお、以下の持株比率は、自己株式（303,156株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（%）
MFSインベストメント・マネジメント株式会社	1,058	0.3
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	18,607	5.0

(5) 当事業年度に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 52,333株	3名

(注) 上記株式は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく対価として交付されたものです。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	黒川 明	—
代表取締役社長兼CEO	伊藤 毅	—
取締役	大石佳能子	重要な兼職の状況 株式会社メディヴァ代表取締役 株式会社シーズ・ワン代表取締役 江崎グリコ株式会社社外取締役 株式会社資生堂社外取締役
取締役	新宅祐太郎	重要な兼職の状況 株式会社クボタ社外取締役 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授 株式会社構造計画研究所社外取締役
取締役	皆川邦仁	重要な兼職の状況 金融庁公認会計士・監査審査会委員 日本板硝子株式会社社外取締役
取締役	古谷 昇	重要な兼職の状況 有限会社ビーフル代表取締役 株式会社ジズホールディングス社外取締役 サンバイオ株式会社社外取締役 株式会社メドレー社外取締役
取締役	南 多美枝	—
常勤監査役	井阪 広	—
監査役	安原裕文	重要な兼職の状況 住友ゴム工業株式会社社外監査役 日立造船株式会社社外監査役
監査役	伊藤ゆみ子	重要な兼職の状況 イトウ法律事務所代表 株式会社神戸製鋼所社外取締役 NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社社外取締役
監査役	伊香賀正彦	重要な兼職の状況 伊香賀正彦公認会計士事務所代表 プラジュナリンク株式会社代表取締役 森永乳業株式会社社外監査役 リョービ株式会社社外取締役

- (注) 1. 谷内樹生氏は、2022年9月12日付をもって、取締役を退任しました。
 2. 古谷昇氏及び南多美枝氏は、2022年6月24日付をもって、取締役に就任しました。
 3. 宮坂泰行氏は、2022年6月24日付をもって、監査役を退任しました。
 4. 伊香賀正彦氏は、2022年6月24日付をもって、監査役に就任しました。
 5. 監査役安原裕文氏は、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 監査役伊香賀正彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 7. 取締役のうち、大石佳能子、新宅祐太郎、皆川邦仁、古谷昇及び南多美枝の各氏は、社外取締役です。
 8. 監査役のうち、安原裕文、伊藤ゆみ子及び伊香賀正彦の各氏は、社外監査役です。
 9. 取締役大石佳能子、新宅祐太郎、皆川邦仁、古谷昇及び南多美枝の各氏並びに監査役安原裕文、伊藤ゆみ子及び伊香賀正彦の各氏につきましては、東京証券取引所に対して、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として届け出ています。

10. 当社では、マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。なお、2022年4月1日付で、グローバル企業としての競争力を高め、戦略実行力を強化し、中長期的な成長を実現することを目的に、エグゼクティブ・マネジメント・チーム（以下、EMT）を組成し、同チームを基軸とした執行体制へ変更しています。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、損害賠償請求がなされたことにより被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用、求償権保全協力費用など）を填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

- ・ 保険対象となる会社：当社及び全ての会社法上の子会社、また過去に存在したが当社の事業活動に伴い清算した法人や吸収した法人で、現時点で法人格として存在しない子会社も含む。
 - ・ 被保険者： 保険対象となる会社の取締役、監査役、従業員（管理・監督者の地位にある、役員と共同被告として訴えられているなど）、退任した役員を含む被保険者の配偶者など。
- すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

(報酬支給額)

	区分	支給人数	支給額	
取締役	基本報酬 (うち社外取締役)	8名 (5名)	270百万円 (80百万円)	2018年6月26日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役4名に対し、年額400百万円
	年次賞与 (うち社外取締役)	2名 (-)	37百万円 (-)	2022年6月24日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役5名に対し、年額100百万円
	パフォーマンス・ シェア・ユニット制度 (うち社外取締役)	3名 (-)	6百万円 (-)	2018年6月26日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役4名に対し、1年あたり 100百万円に年数を乗じた金額
	譲渡制限付株式報酬制度 (うち社外取締役)	3名 (-)	79百万円 (-)	2018年6月26日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役4名に対し、年額100百万円
	計 (うち社外取締役)		392百万円 (80百万円)	
監査役	基本報酬 (うち社外監査役)	5名 (4名)	66百万円 (38百万円)	2006年6月27日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 監査役4名に対し、年額80百万円
	合計 (うち社外取締役及び社外監査役)		458百万円 (118百万円)	

- (注) 1. 支給人数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、2022年9月12日付で辞任により退任した取締役1名及び2022年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名を含んでいます。
 2. 取締役の「基本報酬」の支給人数及び支給額には、社外取締役を含みます。
 3. 監査役の「基本報酬」の支給人数及び支給額には、社外監査役を含みます。

(取締役及び監査役に対する報酬体系)

	基本報酬	年次賞与	パフォーマンス・ シェア・ユニット制度	譲渡制限付 株式報酬制度
社外取締役を除く取締役	対象	対象	対象	対象
社外取締役	対象	-	-	-
監査役	対象	-	-	-

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

(報酬フィロソフィー)

当社は、取締役、監査役及び執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。なお、当社は、グローバル企業としての競争力を高め、戦略実行力を強化し、中長期的な成長を実現することを目的に、2022年4月1日付でEMTを組成し、同チームを基軸とした執行体制へと刷新していることから、業務執行を担う社内取締役及び執行役員については、EMTの報酬等の方針として定めたいえで適用しています。

<社内取締役及びEMT/執行役員>

- ・当社のビジョンである「Santen 2030」や新中期経営計画（2023～2025年度）の達成、ESG経営の強化に向け意欲高く取り組めるよう、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資する実効性を備えているものであること
- ・幅広いステークホルダーとの価値共有を深めるものであること
- ・ステークホルダーに対して高い説明責任を果たすべく、透明性の高い報酬決定プロセスを経て客観性が担保されたものであること
- ・グローバル人材を含む優秀な人材を各国・地域で確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供すること
- ・グローバル統一の評価・報酬制度のもと、厳しい規律付けを備えたパフォーマンスカルチャーをより一層浸透させ、CEOを含む全EMTメンバーがともに結果を共有するものであること

<社外取締役及び監査役>

- ・当社の持続的な成長をEMTとは異なる独立の立場から支えるべく、役割の大きさに応じた適正な報酬水準とするとともに、EMTとは共通の業績目標を有さない制度とすることによって、経営の監督機能の実効的な発揮を促すものとする

(取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針)

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

上記のフィロソフィーに基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）については、幹部報酬委員会による答申を踏まえて取締役会において決議しています。

②決定方針の内容の概要

後述の（取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容）、（社外取締役の個人別の報酬等の内容）及び（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項）をご参照ください。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、幹部報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会ではその答申内容も検証し決定方針に沿うものであると判断しています。

(取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容)

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、原則として、基本報酬、年次賞与及び株式報酬の3つの制度で構成しています。総報酬の基準額におけるそれぞれの構成比率は、基本報酬：年次賞与：株式報酬を1：0.25：0.5とし、総報酬の水準は、医薬品企業のベンチマーク結果等を参考に決定しています。これらの概要は以下（図表1及び2）のとおりです。ただし、個人別の役割・職責等に応じて個別に調整を加える場合があります。

図表 1：制度の目的及び概要

報酬の種類		目的・概要
固定	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> 職務評価に基づく等級別の月額固定報酬
変動	年次賞与 (年次インセンティブ)	<ul style="list-style-type: none"> 事業年度毎の業績目標の達成に向けて、着実に成果を積み上げるための業績連動報酬とし、基準額は基本報酬に対して0.25の比率で設定 年次賞与は、経営上重要な単年度業績指標に連動する連結業績連動部分（“Financial”）、非財務指標連動部分（“Non-Financial”）、並びに部門業績指標・個人目標による連動部分（“Individual”）の3つの評価区分から構成される。ただし、CEO及び会長については、Financial及びNon-Financialの2つの評価区分から構成される。 連結業績連動部分（“Financial”）については、売上収益、営業利益率、ROEの目標達成度に連動させ、支給率を決定する。各指標の評価ウェイトは、売上収益：営業利益率：ROE=25：50：25としている。 非財務指標連動部分（“Non-Financial”）については、ESG関連目標を設定し、幹部報酬委員会が期末の評価を実施のうえ、支給率を決定する。 会長及びCEO以外のEMTに対する部門業績指標・個人目標による連動部分（“Individual”）については、CEOが各EMTと面談にて期初の目標設定及び期末の評価を実施のうえ、支給率を決定する。 ポジションごとの基準額に対し、評価区分ごとの支給率を乗じることで最終支給率を算出する。最大支給率はCEOについて基準額の275%、会長について同220%、EMTについて同248%とし、支給率0%からこれらの数値の範囲で支給額を決定し、毎事業年度終了後に支給する。
	株式報酬 (中長期インセンティブ)	<ul style="list-style-type: none"> 当社のビジョンの実現や戦略の遂行に向け意欲高く取り組むことを促し、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、以下の2つにより構成し、交付株式数の基礎となる基準額はいずれも基本報酬に対して0.25の比率で設定 (パフォーマンス・シェア・ユニット制度) 中期経営計画の期間等都度決定する一定期間（以下、「業績評価期間」）に掲げた目標業績指標達成度に応じて交付する株式数を変動させる業績連動型株式報酬制度 グローバルのライフサイエンス企業をピアグループとして設定した相対TSR（ウェイト80%）及びESG関連指標（ウェイト20%）の達成度に応じて0%～200%の範囲で株式交付率を決定 業績評価期間満了時点で対象取締役の地位にあること等の条件を満たすことにより、業績評価期間終了後に一括して株式交付 (譲渡制限付株式報酬制度) 毎事業年度において譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度 対象取締役の地位にあること等の条件を満たすことにより、毎3年後に譲渡制限を解除

(注) 1. 上表の年次賞与に係る当事業年度の単年度連結業績連動部分 (“Financial”) 実績は、売上収益が279,037百万円、営業利益率（フルベース）が△1.1%、ROE（フルベース）が△4.7%（目標値はそれぞれ264,000百万円、13.0%、7.4%）です。また、非財務指標連動部分 (“Non-Financial”) のESG関連目標は、安定供給体制の強化、ブラインドエクスペリエンスの浸透を通じたDE&Iの推進、従業員エンゲージメント向上に向けた取り組み、グローバルでのリスクマネジメントの強化、電動化自動車への切り替えなどの環境負荷低減などとなっており、2023年5月に幹部報酬委員会にて評価実施の予定です。なお、2022年9月12日付で辞任により退任した取締役については、幹部報酬委員会の審議を経て、当事業年度の年次賞与を支給しないことを決定しています。

2. パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る相対TSRの比較対象企業は以下の21社です。

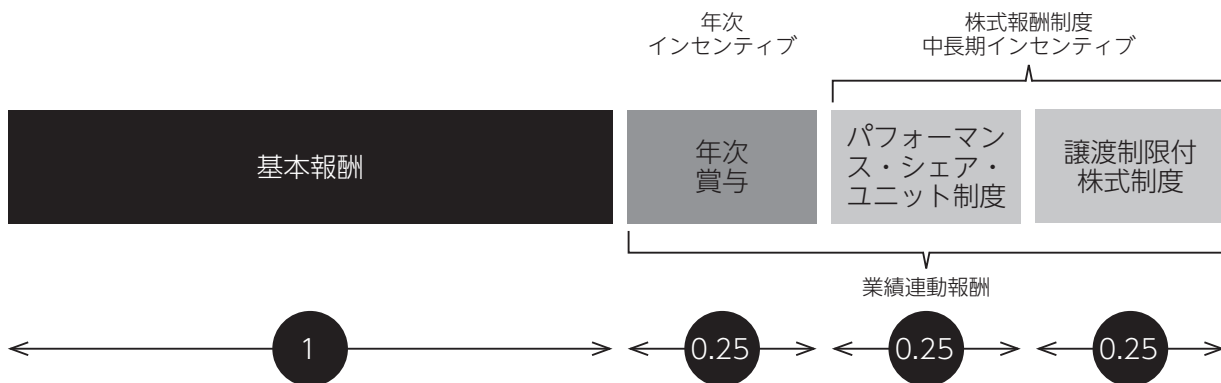
日本に本社を置く企業等	ヨーロッパに本社を置く企業等	アメリカに本社を置く企業等
アステラス製薬	Alcon社	Abbott社
中外製薬	Bayer社	Abbvie/Allergan社
第一三共	GSK社	Bausch Health社
エーザイ	Novartis社	Glaukos社
協和キリン	Novo Nordisk社	Johnson & Johnson社
武田薬品工業	Roche社	Merck社
テルモ	Sanofi社	Pfizer社

中期経営計画の目標達成を促すべく、順位が比較企業の上位1/2（50%ile）の場合に支給率100%、上位1/4（75%ile）を達成した場合には支給率200%、下位1/4（25%ile）を閾値とし、支給率50%と定め、これを下回る場合には支給率を0%とします。ESG関連指標はDow Jones Sustainability Indices (DJSI) のスコア改善度とし、“World Index” への選出、もしくは同等レベルのスコアの達成で支給率200%、“Asia Pacific Index” への選出もしくは同等レベルのスコアの達成で支給率150%、スコア10ポイント以上増加分で支給率100%、スコア5～9ポイント増加分で支給率50%、スコアの増加4ポイント以下で支給率0%の5段階評価としています。

3. パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る実際の当社株式の数及び金銭の額の算定に用いる評価指標の実績値は、業績評価期間の終了時に算定するため、報告時点では確定していません。

4. 株式報酬制度に基づく株式の交付状況は、「2. 株式に関する事項 (5) 当事業年度に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりです。

図表2：各報酬の基準額の構成比（各等級とも同じ構成比）



なお、当社の役員報酬制度が過度なリスクテイクを促すようなインセンティブ報酬となることを抑制し、役員報酬制度の健全性を確保することを目的に、非違行為や不正会計による財務諸表の遡及修正等の一定の事由が生じた場合に、支給・交付の前後を問わず、幹部報酬委員会の審議を経た取締役会の判断に

事業報告

より、インセンティブ報酬の全部又は一部を返還させる又は没収する条項（いわゆるマルス・クローバック条項）を定めています。

（社外取締役の個人別の報酬等の内容）

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしており、医薬品企業のベンチマーク結果等を参考に決定しています。また、幹部報酬委員会を含む任意の委員会の委員長である社外取締役には、手当を支給しています。

なお、業績連動報酬は、社外取締役の監督機能の適切な発揮を促す観点から、支給していません。

（監査役の個人別の報酬等の内容）

監査役の報酬については、月額固定報酬のみとしており、幹部報酬委員会からの助言に基づき、医薬品企業のベンチマーク結果等を参考に、株主総会で決議された監査役報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

なお、業績連動報酬は、監査役の監督機能の適切な発揮を促す観点から、支給していません。

（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項）

取締役会における報酬の基本方針や報酬制度、報酬水準等の審議・決定に際しての独立性・客観性を確保するとともに、取締役会の監督機能と説明責任を果たす能力を強化すべく、幹部報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しています。

幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役で構成することとし、委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定しています。

当社の幹部報酬委員会は、外部の報酬コンサルティング会社であるウイリス・タワーズワトソンをアドバイザーとして起用し、同社が運営する「経営者報酬データベース」に基づき、毎年、当社の事業規模や業種・業態に類似する企業等について報酬のベンチマークを行い、当社の取締役の報酬水準及び業績連動報酬の割合の妥当性を検証するとともに、同社より提供された必要十分な情報に基づき、適切な審議を行っています。

役員の報酬額の決定に際し、取締役の個人別支給額は、株主総会で決議された各報酬の報酬枠の範囲内で、幹部報酬委員会の審議を経て取締役会が決定しています。なお、取締役の個人別の報酬の決定に際して、経営環境の変化や不祥事等の予期せぬ事象が発生した場合には、取締役会は必要に応じて幹部報酬委員会の審議を経て、取締役の個人別の報酬等について裁量的な調整を加える場合があります。

（幹部報酬委員会の構成・委員長の属性・活動内容等）

幹部報酬委員会は、その過半数を社外取締役で構成することとしており、社外取締役4名を含む6名の取締役で構成されます。

幹部報酬委員会の委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定することとしています。

事業報告作成日現在における幹部報酬委員会の構成は、以下のとおりです。

委員会名	構成員の氏名	委員長の役職及び氏名
幹部報酬委員会	[社内] 黒川 明、伊藤 毅 [社外] 大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁、 南 多美枝	社外取締役 大石 佳能子

幹部報酬委員会の主な審議事項等は以下のとおりです。

幹部報酬委員会が 審議・承認を行う主な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ CEOを含む取締役の報酬制度と個人別支給額 ・ EMTメンバーの報酬制度とパフォーマンスマネジメントの概要 ・ 監査役の報酬制度に関する助言内容 ・ 報酬開示の概要 ・ グループ全体の株式報酬プランに関する事項
幹部報酬委員会が 報告を受ける主な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各EMTメンバーのパフォーマンスマネジメントの運用状況の概要と個人別支給額 ・ グローバル人事制度の概要

当事業年度に係る報酬額の決定過程においては、幹部報酬委員会を合計12回開催（2022年4月28日、5月13日、6月6日、6月24日、7月21日、9月12日、10月4日、11月29日、12月1日、2023年2月21日、4月5日、4月27日）し、取締役会に対する提言又は監査役会に対する助言を行いました。また、係る提言をうけて、取締役会でこれらの事項について審議・決定を行いました。

幹部報酬委員会における主な審議内容は図表3のとおりです。

図表3：主な審議内容

主な審議内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬フィロソフィー文案の確定について ・ 幹部報酬委員会の役割範囲について ・ 幹部報酬委員会規則改定の件 ・ 幹部報酬規程改定の件 ・ 新任幹部及び退任幹部の報酬の取扱いについて ・ 代表取締役副社長の報酬パッケージについて ・ 取締役の報酬水準・構成について ・ 2022年度に係る年次賞与の詳細設計について ・ 2022年度に係る年次賞与における非財務指標（“Non-Financial” = ESG評価）の目標設定について ・ 2022年度に係る株式報酬制度の概要について（従業員に対する株式報酬制度の概要を含む） ・ 2022年度に係る株式報酬の付与数について ・ マルス・クローバックの導入について ・ 代表取締役社長兼CEOの辞任に伴う対応について ・ 代表取締役副社長の代表取締役社長兼CEO就任に伴う報酬額の改定について ・ 代表取締役社長兼CEOの期中就任に伴う年次賞与の取扱いについて ・ 事業報告における役員報酬開示案について

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職している法人等の名称	兼職している法人等での地位	兼職している法人等と 当社の関係
社外取締役	大石佳能子	株式会社メディヴァ	代表取締役	—
		株式会社シーズ・ワン	代表取締役	—
		江崎グリコ株式会社	社外取締役	—
		株式会社資生堂	社外取締役	—
	新宅祐太郎	株式会社クボタ	社外取締役	—
		一橋大学大学院経営管理研究科	特任教授	—
		株式会社構造計画研究所	社外取締役	—
	皆川邦仁	金融庁公認会計士・監査審査会	委員	—
		日本板硝子株式会社	社外取締役	—
	古谷昇	有限会社ビーフル	代表取締役	—
株式会社ジズホールディングス		社外取締役	—	
サンバイオ株式会社		社外取締役	—	
株式会社メドレー		社外取締役	—	
社外監査役	安原裕文	住友ゴム工業株式会社	社外監査役	—
		日立造船株式会社	社外監査役	—
	伊藤ゆみ子	イトウ法律事務所	代表	—
		株式会社神戸製鋼所	社外取締役	—
		NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社	社外取締役	—
	伊香賀正彦	伊香賀正彦公認会計士事務所	代表	—
		プラジュナリンク株式会社	代表取締役	—
		森永乳業株式会社	社外監査役	—
		リョービ株式会社	社外取締役	—

②主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
	大石佳能子	長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識や経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会13回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「戦略審議委員会」「指名委員会」の委員及び「幹部報酬委員会」の委員長を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	新宅祐太郎	大手医療機器・医薬品製造販売会社の経営者を務めるなど、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会13回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「戦略審議委員会」「幹部報酬委員会」の委員及び「指名委員会」の委員長を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
社外 取締役	皆川邦仁	長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識やグローバルな経験、並びに、財務及び監査に関する幅広い見識及び実務経験に基づく助言・監督機能を果たしていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会13回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「戦略審議委員会」「指名委員会」「幹部報酬委員会」の委員を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	古谷昇	当社社外取締役を2005年から2015年の計10年務められ、当社の眼科事業、戦略・ガバナンス・意思決定等への理解が深く、また経営コンサルタントとしての企業経営に関する幅広い知識・経験を有しておられ、全社的な見地で適切な意見を述べていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会13回のうち、2022年6月24日の就任後に開催された10回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「戦略審議委員会」「指名委員会」の委員を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	南多美枝	グローバルに展開する企業において、複数の地域で事業ヘッドを経験されるなど豊富な海外実務経験を有しておられ、取締役会ではグローバル視点で適切な意見を述べていただくことを期待しています。当事業年度開催の取締役会13回のうち、2022年6月24日の就任後に開催された10回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「戦略審議委員会」「幹部報酬委員会」の委員を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	安原裕文	当事業年度開催の取締役会13回全て、及び当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、長年に亘り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役及び執行役員等との意見交換などを行いました。
社外 監査役	伊藤ゆみ子	当事業年度開催の取締役会13回全て、及び当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、日米の弁護士資格を有する法律の専門家であり、また、グローバル企業の役員として経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役及び執行役員等との意見交換などを行いました。
	伊香賀正彦	2022年6月24日の監査役就任以降に開催の取締役会10回全て、及び監査役就任以降に開催の監査役会8回全てに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する知見と、企業経営者としてグローバル化を推進されるなど幅広い国際経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役及び執行役員等との意見交換などを行いました。

③責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役として、有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性の確保、並びに監査体制の一層の強化を図るため、現行定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより、社外取締役及び社外監査役の各氏と当社の間で、当該責任限定契約を締結しています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
社外取締役	5名	80百万円
社外監査役	4名	38百万円
合計	9名	118百万円

4 会計監査人に関する状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務のうち、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査業務の報酬等の額	114百万円
② ①以外に支払った報酬等の額	5百万円
③ 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	118百万円

- (注) 1. 当社の監査役会は、上記①に関して、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人が適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準と認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。
3. 上記②の報酬は、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務であるアドバイザー業務に対する報酬です。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する、適正な監査の遂行が困難であると認める場合には、監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任するものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、当該会計監査人を解任した旨と解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

また、当社の監査役会は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、監査姿勢、監査品質、監査業務の有効性及び効率性等を毎期評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、当該会計監査人の解任もしくは不再任に関する議案の内容を決定します。

5 コーポレート・ガバナンス

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が不可欠であると考えています。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、今後も現在の制度を活用し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでまいります。

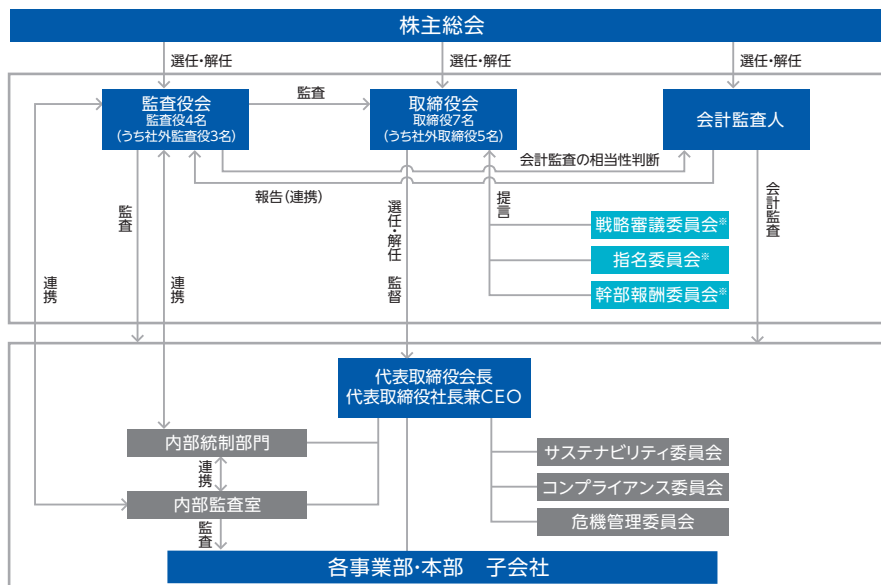
まず、取締役会の機能は、重要な業務執行に関する意思決定を行うこと、経営陣・取締役の業務執行を監督することにあり、当社では、両機能を最大限に発揮する運営を行ってまいります。

社外取締役には、多様な経験・知識を生かし、取締役会において個々の経営課題等の意思決定に積極的に参画することを期待するとともに、経営監督機能強化の観点からの意見・提言を求めてまいります。

また、当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置し、経営の透明性・客観性の向上を図っていきます。さらに、エグゼクティブ・マネジメント・チームを基軸とした執行役員制度の採用により、マネジメントの強化と業務執行のスピードの向上を目指してまいります。

監査役は、監査役室の活用や内部監査室との連携等により、取締役会及び執行部門に対し、適法性と合わせ妥当性・有効性も視野に入れた監査を実施し、取締役会及び執行部門の機能強化を図ってまいります。

企業統治体制(2023年4月1日現在)



※ 指名委員会等設置会社における委員会とは異なります。

(2) 取締役会

当社の取締役会は、会社の持続的成長と中長期の企業価値の向上を促すべく、主に経営戦略等の重要な業務執行に関して、多面的に審議し、意思決定するとともに、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役の業務執行が適正に行われているかを監督しており、その役割・責務を果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる構成となっています。なお、社外取締役に、必要な情報や知識の提供を行うなど、自らの役割を果たすために必要な機会を提供しています。

(3) 監査役会

当社の監査役会は、適正な監査を行うにあたり、適切な経験・能力を有する者を選任しており、特に財務・会計に関する十分な知見を有しているものを1名以上選任しています。なお、社外監査役に、必要な情報や知識の提供を行うなど、自らの役割を果たすために必要な機会を提供しています。

(4) 任意の各種委員会

当社は、社内・社外取締役に構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置しています。

戦略審議委員会は、事業戦略など重要な戦略課題について集中して審議することを目的とし、社外取締役5名を含む取締役7名により構成されています。

指名委員会は、取締役及び監査役の選定に際して審議し、提言すること、並びに、執行役員を選任に関しては、諮問に応じて助言を行うことを目的とし、社外取締役4名を含む取締役6名により構成されています。

幹部報酬委員会は、取締役、執行役員の報酬に関して審議し、取締役会に提言すること、並びに、監査役の報酬については、市場価値を参考にして監査役に助言することを目的に、社外取締役4名を含む取締役6名により構成されています。

指名委員会及び幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役に構成することとしており、委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定することとしています。

なお、事業報告作成日現在における各委員会の構成員の氏名及び委員長の役職名は以下のとおりです。

委員会名	構成員の氏名	委員長の役職及び氏名
戦略審議委員会	[社内] 黒川 明、伊藤 毅 [社外] 大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁、古谷 昇、南 多美枝	代表取締役社長兼CEO 伊藤 毅
指名委員会	[社内] 黒川 明、伊藤 毅 [社外] 大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁、古谷 昇	社外取締役 新宅 祐太郎
幹部報酬委員会	[社内] 黒川 明、伊藤 毅 [社外] 大石 佳能子、新宅 祐太郎、皆川 邦仁、南 多美枝	社外取締役 大石 佳能子

(5) 独立社外取締役のみを構成員とする会合

当社は、情報交換・認識共有の場として、独立社外取締役のみで構成する会合を定期的で開催しています。

(6) 独立社外取締役と監査役の連携

当社は、取締役会における議論の質の向上を図るために必要な情報を提供すること、また、相互の連携を深めることを目的として、独立社外取締役及び監査役による情報交換の会議を定期的で開催しています。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

参天製薬株式会社（以下、Santen）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、Santen及びその子会社から成る企業集団（以下、Santenグループ）の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を整備する旨の決議を行い、本内容に沿った整備を進めています。

(1) Santenグループの基本理念・WORLD VISION

①Santenグループの基本理念並びにWORLD VISIONを以下のとおり定める。

（基本理念）

【天機に参与する】

・自然の神秘を解明し人々の健康の増進に貢献する。

（WORLD VISION）

・Santenグループ基本理念に基づき、目指す理想の世界であるWORLD VISIONとして“Happiness with Vision”を掲げ、世界中の一人ひとりが、Best Vision Experienceを通じて、それぞれの最も幸福な人生を実現する世界を創り出すことを目指す。

②Santenグループは、基本理念・WORLD VISIONのもと、世界中の一人ひとりが「見る」を通じて幸せな人生を実現するために、私たちはあらゆる活動において、必ず「人」を中心に考え、行動する。

【当該体制の運用状況】

・当社は、役員からのメッセージにおいて、常に基本理念・WORLD VISIONに触れるなど、基本理念・WORLD VISIONの浸透を図るとともに、社内における重要会議時に基本理念・WORLD VISIONを確認するなど、すべての行

動は基本理念・WORLD VISIONに沿っていることを確認することに努めています。

(2) Santenグループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①Santenグループの取締役及び従業員は、基本理念及び全ての構成員の全ての企業活動における行動指針を定めた「参天企業倫理綱領」を規範とする。

②Santenは、基本理念及び「参天企業倫理綱領」をSantenグループ全体で推進するため担当執行役員指揮のもと、周知徹底に努める。

③Santenグループは、反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを「参天企業倫理綱領」に定めるとともに、必要に応じて関係当局と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

④Santenグループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保することに努めるとともに、相談・通報に対しては、Santenグループ各社が関係部門又はSantenと連携して解決にあたる。

⑤Santenは、経営監視機能の強化・充実のため、独立性の高い社外取締役を複数選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。

【当該体制の運用状況】

・当社は、「天機に参与する」という基本理念のもと、共通の視点で企業活動を行うための規範として定めた「参天企業倫理綱領」について、情報発信や研修等により、海外子会社も含めて周知活動を実施し、徹底を図っています。

- ・当社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を設置し、当社グループのコンプライアンスの体制整備及び活動を推進しています。
- ・当社は、平素より反社会的勢力の動向を把握し、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、関係当局と連携をとり、一切の関係を遮断しています。
- ・当社は、社内外の窓口を通じた相談・通報については、国内・国外とも社外専門家と連携の上、ヒアリング等必要な調査を実施し、適切に対応しています。
- ・当社は、独立性の高い社外取締役を5名選任するとともに、独立性の高い社外監査役3名と常勤監査役を含めた4名体制で監査を実施し、経営監視機能の強化を図っています。また、社長直轄の内部監査室を設置し、メンバーは専門性の向上に努めています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①Santenの取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

[当該体制の運用状況]

- ・当社は、取締役の職務の執行に係る記録・文書等の情報については、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行っています。
- ・当社は、ガバナンス機能の強化、並びに当社グループの企業価値を維持向上させることを目的として、役員行動規範を制定し、また、任意の委員会に関する規則について、求められる役割の変化を踏まえ改定しました。

(4) Santenグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①Santenグループは、危機管理に係る規程に基づき、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に対処するため、各事業法人・組織において、平時から損失の危険の把握と管理に努め、方針・対応策の策定や情報収集を行う体制を構築し、損失の危険の回避・最小化に努める。具体的には、Santenのリスク管理部署は子会社と連携し、Santenグループの危険を把握、評価し、必要な対応策を策定し実行する。
- ②重大な危機に発展する可能性のある事象が発生又は報告された場合には、Santenの代表取締役社長兼CEOを委員長とする「危機管理委員会」を設置し、対応と事態の収拾に努めるとともに再発防止策を実施する。
- ③Santenの内部監査室はその独立した立場から、Santenグループにおける損失の危険の管理状況を内部監査する。

[当該体制の運用状況]

- ・当社は、平時から損失の危険の把握と管理に努め、方針・対応策の策定や情報収集を迅速に行う体制を構築しています。
- ・当社は、リスクマネジメントを推進する責任者を明確化し、当社グループのリスクマネジメントの体制整備及び活動を推進しています。
- ・当社は、グローバル規程として危機事象報告規程を策定し、危機発生時に速やかに報告される体制を整備しています。
- ・当社は、重大な危機に発展する可能性のある事象が発生又は報告された場合は、「危機評価委員会」でその影響を評価し、対処すべき重大な危機と判断した場合は「危機対策委員会」の招集を危機管理の最高責任者に上申、「危機対策委員会」は、危機発生時、情報を一元的に把握、必

要な対応策を講じ、危機を終結させる危機管理体制を構築しています。

- ・当社の内部監査室は、その独立した立場において、業務監査を通じリスク管理状況を検証実施しています。

(5) Santenグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①Santenは、取締役会で選任された、エグゼクティブ・マネジメント・チームを基軸に、スピーディかつ全社視点で最適な意思決定を行うグローバルなマネジメント体制を構築し、業務執行のガバナンス体制を強化する。
- ②Santenは、取締役会を原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ③Santenにおいて、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置して、所定の事項を審議し、Santenの取締役会に助言させる。
- ④Santenにおいて、Santenグループの経営方針及び業務執行に関する重要な事項について迅速かつ効率的に決議するために、各種会議体を設置する。
- ⑤Santenは、取締役会規則、執行役員規程を定め、役割と権限を明確化する。また、決裁に関する規程・基準を整備し、意思決定の手順を明確にする。
- ⑥Santenグループ各社がグローバルに事業推進するため、役割を明確にし、戦略をより確実に実行し、顧客にさらなる貢献が行えるよう人事・組織体制を整備する。また、組織に係る規程・基準を設け、それぞれの組織・子会社における権限と責任を明確にする。

(当該体制の運用状況)

- ・当社は、スピーディかつ全社視点で最適な意思決定を行うグローバルなマネジメント体制として、EMTを基軸とした執行体制を構築し、業務執行のガバナンス体制の強化を図っています。
- ・当社の取締役会は、定時の取締役会を12回、臨時の取締役会を1回開催しました。また、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」を6回、「指名委員会」を8回、「幹部報酬委員会」を10回開催・審議しました。
- ・当社は、取締役会規則、執行役員規程を制定して役割と権限を明確化し、適切な運用を行っています。また、グローバル決裁規程を定め、意思決定の手順を明確化し、適切な運用を行っています。
- ・当社は、業務が有効かつ効率的に遂行できるようマネジメントフレームワークを定義し、グローバルな組織体として役割を明確にし、全体最適・標準化を実施しています。

(6) Santenグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①Santenは、内部統制部門を中心にSantenグループにおける企業活動の適正性向上のための助言・指導を行う管理体制を構築する。
- ②Santenは、子会社管理規程を整備して、子会社の業務の適正を確保するために必要な事項を明確にし、これをSantenグループの全ての会社に適用し、主要な子会社の監査機能を強化するとともに、Santenは子会社の内部統制体制の整備・運用について確認する体制を構築する。
- ③財務報告の信頼性の確保に関しては、関係するSantenの各部門・子会社とその業務の適正性に関して自己点検を行い、Santenの内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、子会社管理規程を運用しており、主要子会社の役員に「地域責任者」「Corporate CFO」「Region Finance Head」が原則として就任し、子会社監査機能の強化を図るとともに、当該子会社役員は、監査役会の監査計画に基づき、グループ会社監査役連絡会に出席し、課題共有を図っています。
- ・当社は、Santenグループにおける企業活動の適正性向上のため、当社の内部統制部門が中心となり、助言・指導を行う管理体制を構築・運用しています。
- ・当社は、子会社における業務の適正を確保するため、マネジメントブック（内部統制サポートツール）を作成し全子会社マネジメントに対して周知を図っています。
- ・当社は、子会社の内部統制体制の整備・運用について、主要リスクファクター及び所管部署を定め、各リージョンを対象としたリスクアセスメントを定期的実施し確認をする体制を構築しています。
- ・当社は、財務報告の信頼性の確保に関し、関係する当社各部門・子会社において、整備・運用状況の自己点検を実施し、内部監査を行っています。

(7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①Santenの監査役の職務補助並びに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
- ②監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、Santenの代表取締役が監査役の同

意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、監査役の職務補助並びに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない監査役室を置き、室長を含め、専任の監査役スタッフ3名を置いています。
- ・当社の監査役スタッフに関する人事異動や人事評価については、社内の規定に基づき、監査役の評価が尊重されています。

(8) Santenグループの取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①Santenグループの取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無くSantenの監査役及び監査役会に報告する。
- ②①以外についても、Santenの監査役は、必要に応じ随時にSantenグループの取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
- ③Santenの内部監査室と主要な子会社における監査部門は、その監査方針・計画、並びに監査結果を定期的にSantenの監査役会に報告し、情報交換を行う。
- ④Santenグループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて行われたか否かにかかわらず、Santenグループの使用人が監査役に報告したことを理由とした不利益な取扱いは、一切行わない。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、重要な事項について、監査役及び監査役会への報告体制が整備され運用されています。
- ・当社の監査役は、当社各部門及び主要子会社より、月次業務報告や必要に応じて会議議事録や各種資料を入手するとともに、必要に応じ随時に当社グループの取締役及び従業員に報告を求めています。
- ・当社の内部監査室は、月次で常勤監査役との定例会議を開催し、監査結果を報告しています。
- ・当社は、社内でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内規程によって通報者の保護について定めており、不利益な取扱いが生じないようにしています。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①Santenの監査役及び監査役会は、Santenの代表取締役をはじめとして、必要と考えるSantenグループの取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
- ②Santenの監査役は、Santenの代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況に対する意見を述べるができる。
- ③Santenの監査役がその職務を遂行するために必要な費用は、会社が負担する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社の監査役及び監査役会は、取締役や執行役員等と定期、随時に会合を開催し、重要課題などについて意見交換を行っています。
- ・当社の監査役は、必要に応じて社内の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執

行状況に対する意見を述べています。

- ・当社は、監査役がその職務を遂行するために必要な費用を負担しています。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結純損益計算書 2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	第111期	(ご参考) 第110期
売上収益	279,037	266,257
売上原価	△112,950	△109,671
売上総利益	166,087	156,586
販売費及び一般管理費	△96,257	△84,499
研究開発費	△28,297	△26,377
製品に係る無形資産償却費	△9,518	△9,734
その他の収益	3,524	1,043
その他の費用	△38,629	△1,133
営業利益 (△は損失)	△3,090	35,886
金融収益	1,153	2,543
金融費用	△1,499	△1,209
持分法による投資損失	△2,362	△1,604
税引前当期利益 (△は損失)	△5,799	35,616
法人所得税費用	△9,184	△8,427
当期利益 (△は損失)	△14,983	27,189
当期利益 (△は損失) の帰属		
親会社の所有者持分	△14,948	27,218
非支配持分	△35	△29
当期利益 (△は損失)	△14,983	27,189

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結財政状態計算書 2023年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	第111期	(ご参考) 第110期
資産		
非流動資産		
有形固定資産	66,173	56,287
無形資産	96,309	130,217
金融資産	28,038	28,673
退職給付に係る資産	3,438	3,011
持分法で会計処理 されている投資	9,321	7,565
繰延税金資産	2,810	3,103
その他の非流動資産	1,763	1,695
非流動資産合計	207,853	230,551
流動資産		
棚卸資産	39,352	37,141
営業債権及びその他の債権	107,165	99,591
その他の金融資産	774	1,293
未収法人所得税	60	—
その他の流動資産	8,072	8,387
現金及び現金同等物	57,903	83,014
流動資産合計	213,326	229,426
資産合計	421,179	459,976

科目	第111期	(ご参考) 第110期
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	8,702	8,672
資本剰余金	9,789	9,370
自己株式	△364	△718
利益剰余金	238,071	290,477
その他の資本の構成要素	37,781	29,688
親会社の所有者に帰属 する持分合計	293,979	337,488
非支配持分	△683	△645
資本合計	293,297	336,844
負債		
非流動負債		
金融負債	33,513	22,023
退職給付に係る負債	1,271	1,077
引当金	691	738
繰延税金負債	1,592	2,526
その他の非流動負債	1,312	948
非流動負債合計	38,378	27,312
流動負債		
営業債務及びその他の債務	44,945	41,185
その他の金融負債	25,858	38,533
未払法人所得税等	6,745	4,198
引当金	4,212	939
その他の流動負債	7,744	10,965
流動負債合計	89,504	95,821
負債合計	127,883	123,133
資本及び負債合計	421,179	459,976

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結持分変動計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
2022年4月1日残高	8,672	9,370	△718	290,477	—	8,438
当期包括利益						
当期利益 (△は損失)				△14,948		
その他の包括利益					32	589
当期包括利益合計	—	—	—	△14,948	32	589
所有者との取引額						
新株の発行	31	31				
自己株式の取得		△51	△26,007			
自己株式の処分		△2	367			
自己株式の消却		△25,994	25,994			
利益剰余金から資本剰余金への振替		25,990		△25,990		
配当金				△12,611		
株式報酬取引		445				
その他				1,143	△32	△1,111
所有者との取引額合計	31	419	354	△37,458	△32	△1,111
2023年3月31日残高	8,702	9,789	△364	238,071	—	7,917

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素				親会社の所有者に帰属する持分合計		
	在外営業活動体の換算差額	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	新株予約権	その他の資本の構成要素合計			
2022年4月1日残高	19,950	914	384	29,688	337,488	△645	336,844
当期包括利益							
当期利益 (△は損失)				—	△14,948	△35	△14,983
その他の包括利益	8,021	648		9,290	9,290	△3	9,287
当期包括利益合計	8,021	648	—	9,290	△5,658	△38	△5,696
所有者との取引額							
新株の発行			△54	△54	7		7
自己株式の取得				—	△26,058		△26,058
自己株式の処分				—	365		365
自己株式の消却				—	—		—
利益剰余金から資本剰余金への振替				—	—		—
配当金				—	△12,611		△12,611
株式報酬取引				—	445		445
その他				△1,143	—		—
所有者との取引額合計	—	—	△54	△1,197	△37,851	—	△37,851
2023年3月31日残高	27,971	1,562	331	37,781	293,979	△683	293,297

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

計算書類

貸借対照表 2023年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	第111期	(ご参考) 第110期
資産の部		
流動資産	145,119	149,883
現金及び預金	23,831	37,608
受取手形	370	374
売掛金	82,998	77,121
商品及び製品	18,662	16,926
仕掛品	48	58
原材料及び貯蔵品	5,263	5,151
その他	14,227	12,902
貸倒引当金	△279	△257
固定資産	137,785	213,880
有形固定資産	37,035	31,977
建物	6,524	7,149
構築物	53	61
機械及び装置	2,159	2,695
車両運搬具	5	4
工具、器具及び備品	1,031	1,105
土地	6,796	6,796
リース資産	147	11
建設仮勘定	20,320	14,155
無形固定資産	32,708	34,976
製造販売承認権	18,422	24,163
ソフトウェア	8,686	2,866
その他	5,600	7,948
投資その他の資産	68,042	146,927
投資有価証券	20,097	21,392
関係会社株式及び出資金	38,454	116,233
繰延税金資産	5,187	5,385
前払年金費用	2,424	1,887
その他	1,880	2,029
資産合計	282,904	363,763

科目	第111期	(ご参考) 第110期
負債の部		
流動負債	62,541	53,525
電子記録債務	1,306	1,394
買掛金	20,059	19,988
短期借入金	7,000	—
1年以内返済予定の長期借入金	1,907	—
未払金	23,065	24,328
未払法人税等	6,325	2,383
未払消費税等	120	1,262
賞与引当金	2,080	3,192
その他	677	979
固定負債	21,102	12,731
長期借入金	20,000	11,874
デリバティブ債務	16	68
資産除去債務	311	311
その他	775	477
負債合計	83,643	66,256
純資産の部		
株主資本	190,915	288,486
資本金	8,702	8,672
資本剰余金	9,397	9,372
資本準備金	9,397	9,366
その他資本剰余金	—	6
自己株式処分差益	—	6
利益剰余金	173,180	271,161
利益準備金	1,551	1,551
その他利益剰余金	171,629	269,610
退職給与積立金	372	372
別途積立金	89,109	89,109
繰越利益剰余金	82,148	180,129
自己株式	△364	△718
評価・換算差額等	8,015	8,636
その他有価証券評価差額金	8,015	8,636
新株予約権	331	384
純資産合計	199,261	297,507
負債・純資産合計	282,904	363,763

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

損益計算書 2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	第111期	(ご参考) 第110期
売上高	196,589	190,828
売上原価	87,415	87,402
売上総利益	109,174	103,425
販売費及び一般管理費	84,376	82,037
営業利益	24,798	21,389
営業外収益	2,600	2,416
受取利息及び受取配当金	499	616
生命保険配当金	155	164
デリバティブ評価益	52	477
利用料収入	1,742	1,043
その他	152	115
営業外費用	330	1,279
支払利息	100	154
為替差損	39	914
その他	190	212
経常利益	27,068	22,525
特別利益	1,602	2,755
固定資産処分益	3	489
投資有価証券売却益	1,599	2,265
特別損失	78,549	63
固定資産処分損	23	57
減損損失	747	—
関係会社株式評価損	77,779	—
投資有価証券評価損	—	6
税引前当期純利益 (△は損失)	△49,879	25,217
法人税、住民税及び事業税	6,397	6,095
過年度法人税等	2,632	—
法人税等調整額	471	1,688
当期純利益 (△は損失)	△59,379	17,433

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

計算書類

株主資本等変動計算書 2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,672	9,366	6	9,372	1,551	372	89,109	180,129	271,161
事業年度中の変動額									
新株の発行	31	31		31					-
剰余金の配当				-				△12,611	△12,611
当期純利益 (△は損失)				-				△59,379	△59,379
自己株式の取得				-					-
自己株式の処分			△2	△2					-
自己株式の消却			△25,994	△25,994					-
利益剰余金から資本剰余金への振替			25,990	25,990				△25,990	△25,990
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				-					-
事業年度中の変動額合計	31	31	△6	25	-	-	-	△97,981	△97,981
当期末残高	8,702	9,397	-	9,397	1,551	372	89,109	82,148	173,180

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△718	288,486	8,636	8,636	384	297,507
事業年度中の変動額						
新株の発行		61		-		61
剰余金の配当		△12,611		-		△12,611
当期純利益 (△は損失)		△59,379		-		△59,379
自己株式の取得	△26,007	△26,007		-		△26,007
自己株式の処分	367	365		-		365
自己株式の消却	25,994	-		-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-		-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)		-	△620	△620	△54	△674
事業年度中の変動額合計	354	△97,571	△620	△620	△54	△98,245
当期末残高	△364	190,915	8,015	8,015	331	199,261

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

2023年5月9日

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小幡 琢哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 武浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、参天製薬株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結純損益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、参天製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

2023年5月9日

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小幡 琢哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 武浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、参天製薬株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

参天製薬株式会社 監査役会

常勤監査役

社外監査役

社外監査役

社外監査役

井 阪 広 印

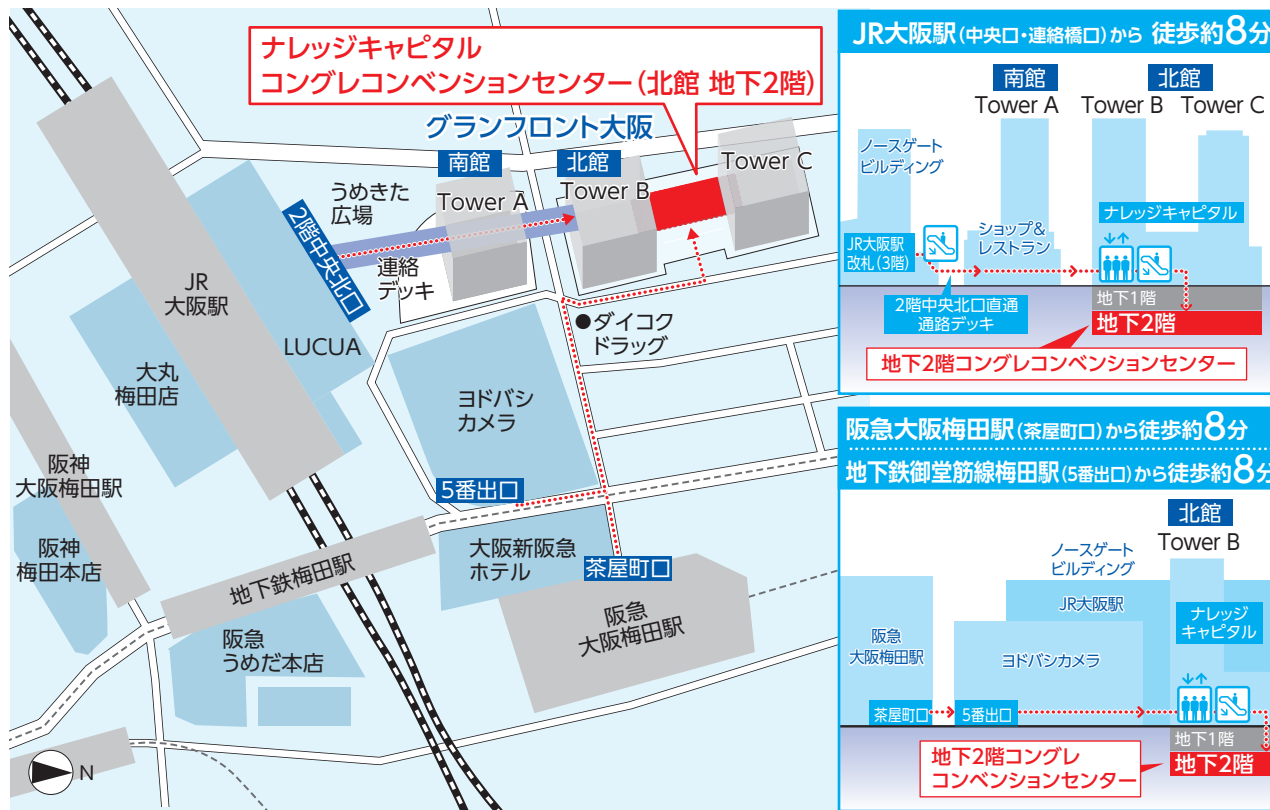
安 原 裕 文 印

伊 藤 ゆ み 子 印

伊 香 賀 正 彦 印

MEMO

参天製薬株式会社 株主総会会場 ご案内図



日時 2023年6月27日 (火曜日)
午前10時 (受付開始) 午前9時

場所 グランフロント大阪 ナレッジキャピタル
コングレコンベンションセンター (北館 地下2階)
大阪市北区大深町3番1号
電話: (06) 6292-6911

株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。